

第九十一回国會議院文教委員會會議錄第三号

昭和五十五年三月十八日(火曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

二月十四日
小巻 敏雄君 補欠選任
佐藤 昭夫君

二月十五日
佐藤 昭夫君 補欠選任
小巻 敏雄君

三月十八日
土屋 義彦君 補欠選任
堀江 正夫君

出席者は左のとおり。

委員長 大島 友治君
理事 高橋 誉富君
前田 勲男君
勝又 武一君
小巻 敏雄君

委員 山東 昭子君
内藤 三郎君
堀江 正夫君
吉田 実君
松前 達郎君
柏原 ヤス君
有田 一寿君

政府委員 文部大臣 谷垣 專一君
文部大臣官房長 宮地 貫一君
文部大臣官房会 植木 浩君
計課長

文部省初等中等
教育局長 諸澤 正道君
文部省大学局長 佐野文一郎君
文部省社会教育
局長 望月哲太郎君
文部省体育局長 柳川 覺治君
文部省管理局長 三角 哲生君
文化庁長官 大丸 直君

事務局側
常任委員会専門
員 瀧 嘉衛君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○教育、文化及び学術に関する調査
(文教行政の基本施策に関する件)

○委員長(大島友治君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠
として堀江正夫君が選任されました。

○委員長(大島友治君) 理事の補欠選任について
お諮りいたします。

委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員
となっておりますので、ただいまから理事の補欠
選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大島友治君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に小巻敏雄君を指名いたします。

○委員長(大島友治君) 教育、文化及び学術に關
する調査中、文教行政の基本施策に関する件及び
昭和五十五年度文部省関係予算に関する件を議題
といたします。

本件について質疑のある方は順次御発言を願
います。

○勝又武一君 大臣の所信表明がございまして、
大分時間がたちまして恐縮であります。きょう
はこの問題を中心にお伺いをいたしたいと思
います。

まず、教育は国政の基本である、こうおっしゃ
っているわけですが、予算全体に占めます
教育費の比率、あるいは教育予算の伸び率を見ま
すと、年々低下をきています。この点について
は、私はやはり教育が財政に屈服してはならな
い、そう考えるがゆえに、ひとつ国政の基本であ
るとおっしゃっていらっしゃる大臣の考えを承
りたいと思います。

○國務大臣(谷垣專一君) お答えをいたします。
国の予算の中で、一本文教予算がどの程度の比
率を保ってやっていると、これは御指摘の
ように、ほかの政策との、何と申しますか、対比
をいたしますのに、一つの大きな指標になると考
えておりますが、ただ五十五年度の予算を考えま
した場合には、御配慮を願いたいと思えます。は
御存じのとおり今年度の五十五年度の予算を編成
いたしました財政の状況の中で、非常に国債関係、
あるいは一般交付税等の特異な状況が出ておりま
すので、その点をひとつ御配慮をいただきたいと
思うわけであります。

文教予算の全体を考えてみますと、五十五年
度の文部省一般会計予算額四兆二千六百六十八億
円でございます。前年度予算額に對しまして五・
七%の増加となっております。この率は政府全体
の一般会計予算額の伸び率一〇・三%を下回って

おりますけれども、先ほど申し上げましたような
特殊な状況が五十五年予算にはございまして、
で、その点を考慮いたしますと、いわゆる国債費
と地方交付税交付金を、一般会計の政府全体の予
算額から差し引きました、いわゆる一般歳出の伸
び率を考慮しております、これは五・一%という
程度の数字になるわけでございまして、これに比
較いたしまして、実質的な文教予算の伸び率は下
回ってはいない、これを上回っておるといふふう
に考えておるわけであります。また、政府全体の
一般会計予算総額に占めます文部省所管の一般会
計予算額の比率は、前年度一〇・五%でございま
した。五十五年度は一〇%となっておりますが、
これも先ほど申しましたような国債費、地方交付
税交付金の伸びが、一般の国費全体の中で大きい
ことからくるわけであります、これを一般歳
出、先ほどのようにこれらのものを差し引きまし
た一般歳出の状況から判断をいたしますと、ほぼ
前年度並みとなっております。前年度一
三・八%が五十五年度は一三・九%、こういうよ
うなパーセンテージになるわけでございまして、そ
ういふようなことでございまして、予算関係の中
に占めます状況から見ますと、私は五十五年度の
予算の中に占めます文教関係は、それなりの地位
を保って伸びておる、こういうふうに考えておる
わけでございます。

それから、ことに先生方からも非常に督励をい
ただきました四十人学級編制問題及び教職員の配
置定数の改善計画などが、この厳しい財政状況の
中で充足することができず、予算編成ができました
ことは、やはりこれも私は文教予算の持つ意味を
強調しておると思うわけでございまして、今後にお
きます文教予算を全体の予算の中でどういふふう
に占めていくように努力するかというのを、い
まからの見通しで申し上げることは、財政の状況

が非常に見過しにくい状況でございますので、困難であろうかと思えますけれども、文部省、また私といたしましては、文教予算の充実に十分な努力を重ねてまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○勝又武一君 私がお伺いいたしましたのは、予算に占める比率の問題と、もう一つは、教育は国政の基本だと、そして教育が財政に屈服してはならない、そういう観点でもう一つ伺ったつもりですが、過日、十四日の予算委員会の総括質問でも、大蔵大臣、それから総理にも質問いたしました。大蔵大臣は、たとえ微妙な食い違いを感じました。大蔵大臣は、たとえ教育と財政という問題を両方を合わせた芸術作品だというような表現の仕方をしてしましたけれども、大平総理は、やはり教育にも少し重点を置いた、ウェイトを置いた考え方、財政というものの調和ということを言いながらも、やはり教育というものが基本的に大切だということとを、私の質問に対して答えられたというふうに私は感じております。

そこで、次にお伺いしたいのは、そういう意味で教育が財政に屈服してはいけないというように私は思うんです。そこで、毎年毎年伸び率が低下をしたり、教育費に占める比率が低下をしているわけですから、決して谷垣文部大臣だけの責任を追及しようなんて気持ちはありません。そこで、教育の基本政策として文部大臣がどうお考えになるのか。たとえば、これが谷垣文政大臣と言われるような特徴的なもの、あるいはこれはひとつ大きな自分の在任中のテーマとしてやりたいんだと、こういう個性的な、魅力ある政策というのは、私が考えているのはこのことなんだと、教育の基本というのは国政の基本なんだから、こういうことをやりたいんだというような点が、二、三具体的にあったらお聞かせいただきたいと思うんです。

○国務大臣(谷垣一君) 私は、教育の基本的な考え方、これはすでに申し上げたかと思えますけれども、やはりどういふような状況にありましても、教育の基礎は人間そのものである、その人間

を育てることが教育であるというふうに考えております。そして、ことに私たちが義務教育としてとらえておりますような、そういう年齢層に對しては、しっかりと、たくましく、また創造力のある、また同時に世界に向けて開かれておるような、そういう人を育てていくということを眼目にしていきたいと、こういうふうな考えでおるわけでありまして、また、端的に申し上げて、私は日本の文教というものは、これは戦前の日本が近代国家として出発して以来、明治以来の長い歴史が一つありますし、また戦前と戦後を分けるといふ非常に大きな、再出発と申してもいいような出発を経験しながら、今日の教育行政が積み重ねられておると、こういうふうな私は考えておるわけでありまして、それともどもに国政の基本というものが、やはり教育であるというふうに私は考えておるわけでございまして、大きなこの教育の流の中に、いろんな諸先輩が努力をし、また国民の各層が非常に強く要望いたしました教育の大きな流れが私にあると思えます。十分それをわきまをえつつ、その流れを推し進めていくことが大切である。文部大臣がかわったからといって、文部行政が非常に変化をするという、そういう性格というよりも、大きな流れの中で、そのときどきの文教行政というものを常に向上させていく、常にそれを充実させていく、こういう観点からやっていくべきものだと思っております。

したがって、五十五年度の予算編成の中で、その一部も私は出しておると思っております。また、これは長い文教行政の、文教の流れの中に、一つのものの結集としてやっていかなきゃならぬ。しかも、その当面いたしました国の財政の状況は決して容易な状況ではない中で、今後におけるそういう教育の財政的な支出を多く考えなきゃならぬものを進めていくということを、いま実施をしようとして先生方の御理解をお願いをいたしておるところでございますが、また、今後とも私は教育の改善、あるいは充実という問題は、常

に考えていき、またそれを実施していかなきゃならぬと思っておりますが、それはやはり従来の大きな流れの中にさらに躍進していくものを、そのときどきの状況の中で実現をしていくことだ、こういうふうな私は考えております。

すでに今度の国会におきましても、その意味におきまして、従来から御議論を願ひながら、実現を見ておりませんけれども、放送学園のお願いをいたしましたり、あるいはその他大学のいろんな科目の増設等、いろんな問題をお願いをいたしておりますことも、私はそういう意味にとらまえておるわけでございまして、御了解をお願いいたします、かように考えるわけでございまして。

○勝又武一君 私の質問の仕方が稚拙であつたかもしれませぬので、こんなふうにお聞きしたいと思ふんです。大蔵大臣の御答へは、さういふことなんですか。私のお聞きしたかった意味は、さういふことなんですか。いま大学の不正入学問題がずいぶん世に上るさういふわけですね。ところが大学の卒業生の状況を見ますと、たとえばある私立大学の電子工学科を出たのが、既製のセルスマンをやつておるというふうな状況は、いまやまさにざらです。大臣どうお考えになりますか、私に知つてゐるのは、具体例でさういふのが幾つかあるわけですね。さうしますと、たとえばさういふ大学卒業生の就職状況を見ますと、果たしてそれでいまのさういふ大学制度と、それから大学を出た若者たちが希望を持って、夢を持って、これから人生をどう生きていくかということと、どうなるんだらうかという危惧を持つわけですね。さういふ意味で、私が聞きたかった意味は、まさに大学不正入学があり、金が横行し、片一方は受験準備教育がもう横行しておると、この八〇年代の教育のビジョンというふうなことを考えた場合に、教育というものは一年でやれるわけじゃありませんから、やや所信表明と離れていただきまして、やっぱり八〇年代を展望しても、自分がこゝにさういふ点については少し手をつけて、こんな改革をやつて手をつけさせたい、徹底して何か大学

教育改革なり、受験準備教育なり、一歩でも二歩でも前進するように、この辺から手をつけていきたいんだというふうな、一例を挙げるとさういふ意味なんです。たとえばさういふようなことで、何かお感じになっていることはないのでしょいか、さういふ意味でお聞きしたんです。簡単に結構です。

○国務大臣(谷垣一君) 大蔵大臣にわたる問題でもございまして、なかなかむずかしい問題であります。私も文部大臣に就任いたしましたから、まだ何カ月もたつていないわけでございますけれども、いろんな問題を私自身として考えておる点もございまして。しかし、それはやはりこれらのいろんな施策の上で、どういふふうな実現していくかということとを、少し練らしていただかなければならぬかと思つております。御指摘になりましたような当面の入学試験の非常な激烈な状況、これは一朝一夕になかなか直らないかもしれませぬけれども、これに對してのしかし何らかの打開策を考えていかなきゃならぬ問題だと思ひます。これは相当広範な、また大きな問題でございまして、学歴社会の偏重をされたような社会的な風潮というものを變えにやります。また文部省としては、たとえば就職をいたしますような場合には、採用いたします側にいわれる指定校制度というふうなものに固執しないでやっていくというふうなことも、小さい問題ではございますが、決して影響するところは小さくない、こういう努力ももちろんしなきゃならぬことと思ひますし、それから入試制度の問題、不幸にして早稲田の問題がいまこゝにいろいろ喧伝をされておりますが、その基礎的な一体どういふような改革が考えられるかという問題も、当面の管理体制がどうだということ以外に、もう少し突っ込んで考えていく必要があると思ひます。

よく言われますように、国・公立の大学の、いわゆる共通試験の問題、あれがすべての万能策ではないと思ひますけれども、しかしああいふものを通じつつ、またその中で改善をしていく、論議

○勝又武一君 文部省に通信制大学出身の課長さんが誕生といいますが、任命されたそうで、私はこの点については本当にいいことだと心からの敬意を表します。そういう意味で一つお聞きしたいのですが、何か新聞によりますと、文部省が始まって以来百十年の歴史で初めてだと。これは通信制大学というのは戦後でしようからあたりまえでしょうが、それにしても戦後三十五年初めてだというように報道されておりますが、そうでしょ

○国務大臣(谷垣專一君) 百十年の歴史という大変に長いのですが、やはりいまままでにない例だというふうに考えております。

○勝又武一君　まさに学歴社会打破の私は一つの非常にいいことだと思えますね。しかし、これがはめられるなどということ自体が大体おかしいんです。本来なら能力とその人の人格、識見、そういうものでいくわけですから、あたりまえのことです。ありますけれども、やはり初めてというところございいますし、なかなかできないことをおやりいただいたという意味で、大変感謝をいたしておりますが、その点について、今後やはりこういうような問題について、文部省としてはどんなようにお考えでしょうか。

○國務大臣(谷垣專一君) この問題は、私たちは、文部省の空氣といたしましても、物の考え方といたしましても、そんなに事さら何と申しますか、肩をいからしてやるという、そういう空氣でなく、ごく自然な空氣の中で、それぞれの能力のある方、それが、人々が皆それを認めるような空氣の中で、こういう結果に私はなつたと思つております。それは幸いに文部省の空氣その他がそういうことになってきておるということであらう

○勝又武一君　それでは教職員定数の問題につきまして二、三伺いたいと思います。これも三月十四日の予算委員会の総括質問で、特に四十名学級問題については、文部大臣にも、大蔵大臣にもいろいろ細かくお伺いをいたしましたので、きょうは基本的なこととは差し控えまして、二、三伺いたいのですが、所信表明にも「たくましくかつ創造力のある、心身ともに健全で、国際的に開かれた国民の育成」とあります。それから「一人一人の児童、生徒により行き届いた、きめ細かな教育指導を行い、ゆとりのあるしかも充実した学校生活」こうあります。まさに全面的に賛成なんです。

す。そういう意味で、これは私が、去年は大蔵委員会でしたので、一昨年になりますか、一昨年のたしか秋ごろでしたかね、この文教委員会で、小学校一年生の複式について強く主張をしてお聞きしたことがあるんですが、私はいまでも小学校一年生については、幼稚園、保育園から来まして入ったばかりの子供です。この子供がすぐに一年生、二年生一緒に複式というのは全く耐えられない、そういう意味で何とかということを強調したのですが、今回では一歩前進ですね。十二人までの一クラスを、これを十人ですか、十人ということですが、これで一体幾人の教職員の増を必要としますか。

○国務大臣(谷垣專一君) 少し具体的な話になりました、私のよくわからぬところがございますので、局長から答えさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(諸澤正道君)　ただいま御指摘ありましたように、あれはおとしの夏の文教委員会でしたかね、それであのときの先生の御主張は、少なくとも小学校一年生だけは単級にすべきだと、それは自分が山の中の学校行つて、校長さんや何かに聞いてもみんなそう言われるのだと、こう

のがいいのかどうか、やっぱり一つの学級というものを担任する場合に、その学級の子供の教室全体の雰囲気とか、あるいは学習活動の盛り上がりとか、子供相互の協調連帯感といいますかね、それは余り人数が小さくなっちゃっても、これはやっぱり問題だというような御指摘もあり、確かに複式でやる場合に、担任する先生はなかなか大変である、これはもう率直に認めますけれども、しかし、私どもはある程度の数になった場合は、やっぱり複式もやむを得ないのじゃないか。複式の中でできるだけ努力していただくということが、やっぱり現在としてはベターな方法ではなからうかと、こういう結論に達したわけでございます。

○勝又武一君 この一年生なり、二年生なり、そこだけは全部単級にすると、そうした場合に、仮定ですがね、その場合には何人ぐらの増を必要としますか。

○政府委員(諸澤正道君) いま一年生を含む複式学級というのは、調査によりますと二千二百三十三学級ということになっておるわけです。ですからこれが簡単に言えば全部二学級になればこの倍の学級になると、倍の学級になった場合に、先生がそれじゃもう千百ふやせばいいかというのと、

○政府委員(猪澤正道君) これはいまの指導要領でも、どっちにしないかというようなことは示しておりません。ただ、現在の指導要領でも、たとえば保健・体育といいますが、保健の部分です。これはまあ講義の申身が多いわけですが、これも、こういうものは、恐らく一緒にやっていると思います。ね。

それから技術・家庭にしましても、今度の指導要領の改定では、男子も女子的な内容を一部やる、女子も男子的な内容を一部やるということがございいますから、場合によっては、そういうものを男女一緒にやるということも可能であり、これらは言ってみれば、当該学校の教育計画に即して、学校が生徒や地域の実態に即して計画を立てていく、こういうたてまえでやっていただいております。

○勝又武一君　大菱細かい話ですから、大臣興味がないかもしれませんけれども、後で大臣にかかわるところをお聞きますので、しばらく退席でしょうが、実態をお聞きます。

そうしますと、いま局長のおっしゃっているのが、理論的には、指導方針はそうかもしれませんけれども、全国の小・中学校の現場の実態は一本

どんなになっていきますか。調査をなさったことはございいますか。

○政府委員(諸澤正道君) 別に調査をしたことはございせんけれども、私が聞いておるところでは、大抵男女別々にクラス編制をしてやるといふことが多いようです。

○勝又武一君 まさに多いんですね。そこで、その次にお伺いしますけれども、今度は、ある地域で、私立の女子中学、高等学校の併設の学校がございまして、こういうのが多い地域、たとえば、私の静岡県の浜松市などというところはいい例なんです。多いんですよ。そうなりますと、大臣もうおわかりのように、中学の一年生は男子の方が多くなる。おわかりになりますね。女子と男子との比率は、女子は私立の中学校へ行ってしまうんですから、男子の方が多いわけなんです。普通、普通のクラス編制をしても、男子の方が女子より多い。二クラスの中学がある。確かにいま四十五名ですから、四十五名としまして、四十五名のA、Bのクラスがある。ところが、男子は女子よりもずうっと多い。たとえば三十と十五で四十五ですか。そうはひどくないでしょうけれども、そのくらいのもあるんですよ。二十五と二十とかね。そうすると、たとえば二十五と二十でも、これも男子と女子と別にすれば五十になるでしょう。つまり四十五を超して四十六名から五十六名までというクラスが、ここに調査がありますけれども、これは浜松市の調査ですけれども、ずいぶん多いんですよ。男子だけで四十六名、四十七名、四十八名、ずうっとあるんですよ。最高五十六名なんです。これは一体どういうことになるんでしょう。四十五名との関係でどうなるんでしょう。

○政府委員(諸澤正道君) 確かに先生のおっしゃるような事があると思うんです。それで、御質問があるというので、きのう私初めて全国の中学校の子供の男女別の比率というのを調べてみますと、全部男子の方が若干多いんですね。だから、いまおっしゃるような特殊な学校でなくても、四

十五人、四十五人という編制がみんな二十人、二十三人というようになっていくとは限らない。もうちょっと男子が多いところもありますから、男子だけをとれば、五十名近い学級になるというところもあるだろうと思いますし、それからいろいろの実態としては、いま言うように、地域内に私立の中学校があればもちろんですけども、そうでなくとも、大都会のいわゆる有名中学校だということ、越境してくるのは大抵男子の子ですから、男の方が多くなつちやうとか、非常に現場の実態は、いろいろそういう条件に左右されて、適当な学級編制ができない。また、先生がおっしゃるように、体育とか技術・家庭のようなものを、男は男、女は女のグループに分けるとしても、一学年の学級編制が偶数の学級編制であれば比較的やりやすいわけですけども、今度は奇数の学級で、五学級のときは一体どうなんだというように、おっしゃる通りに、これは現場の実態としては、おっしゃる通りに、時に五十名を超えるというように、ことで授業をしなければならぬこともあるかと思うんですけれども、私は、それならば、いまの標準法はそういう事態に対してどう対応するかといえ、私は、これはやっぱりもう現場で工夫していただくしかないんじゃないかと、そこまでその基準みたいなものはとても決められぬだろうというふうに思っています。ただ、できますことは、いまの中学校の教員配置の場合に、そういう意味では、技術・家庭の教員配置率というのは、ほかの教科よりはちょっと高くしている実態があるんですけども、そういうことで対比してもらって、あと現実はどういうふうになるかということ、私の聞いてるところでは、たとえば、どうしてもうまいかぬという場合には、ある程度グループ分けを小さくして、その部分を非常勤講師をお願いするとか、そういうようなことでやっているようにも聞いておりますが、結論としては、いま申しましたように、それぞれの地域の実情に応じて工夫していただくというようにお願いしたいと思っております。

○勝又武一君 いま局長御指摘のように、三学級というような場合がそうなんです。A、Bと一緒にしてCと。そうすると、今度Cの方は、四十五名でも二十二と二十になる。片方は六十と幾つかと、こういう関係になりますね。ですから、確かに四十六名以上を、標準定数法では何と云うのでしょうか、規制はしていないのだと、現場の実態でやってもうしかたないのだと、こういう局長の御回答なんですけれども、しかし、現場はそうはいかない。工夫をしますと言ったって、ちょっとこれは工夫のしようがないでしょう。だから、ちょっと非常勤講師というような言葉が局長からありましたけれども、やっぱり私は原則的には定数増をしていくしかないんじゃないか、そういうふうに見えるわけなんです。というのは、これも四十人学級問題のときに議論をしましたけれども、別に意味の言葉で言えば、これはやはり教育の機会均等を失っているというふうに思いますよ、基本的に。だから、この点についてはどうなんでしょうかね、現場でやってもうのじゃなくて、そういうつれない御返事でなくて、何かやっぱりこの点についてはもう少し、特に技術・家庭科とか、保健・体育というのは、これはあんまり高校入試に關係がないんだからというように、これはないとは思いますが、もっとやっぱりその辺を力を入れて御検討する、あるいは対処する、改善を考えてみる、こんなことはございせんか。

○政府委員(諸澤正道君) 私もそれほど詳しく聞いたわけじゃないので、これから申し上げることも、あるいはむしろかしいのかもしれないけれども、ただ技術・家庭なんかを見ますと、あれは、男の子ですと木工とか、金工とか、あるいは栽培ですね、あるいは農耕というふうな、七つか八つ分野があるんですね。それから女の子でも被服とか、食物とか、あるいは家庭管理とか、保育とかいうふうな、幾つか領域がありまして、それを適当なローテーションを組んで勉強させるとい

うことで、同じ男子の技術・家庭をとりましても、たとえば、私は農耕なんというのは、四十人か五十人いてもやれる場合もある。むしろ実習なんかやる場合にですね。それから木工のようなものは、その学校に工作台が限られた数しかないわけですから、それは限られた数でやるとか、女子のいまの問題にしても、家庭管理というものは、やっぱり講義の部分には相当ありますから、それはそれでやってもうとか、そういうローテーションの組み方である程度工夫をしてもうというふうなことは、私は学校としてはやってもうわなければならないのではなからうかというふうに思います。思いますけれども、いま先生の御指摘の点は、率直に言って私は一つの課題だと思っております。もう少し先生よりも私の方がよく調べて、そうかと言われるように研究をさしていただきたいと思います。

○勝又武一君 これは大臣、私は現場で経験したことがあるんです、高等学校と中学で。これはやっぱり大変ですよ。中学二年生ぐらいをね、ぱくはたしかあのとき七十五人ぐらい合併授業でやったことがあります。それからもう一つ申し上げたいのは、ちょっといま局長もおっしゃったけれども、むしろ四十五人よりは二十人ぐらいでやらなくちゃいけないという要素も技術・家庭科の中にはある。教育課程の中にもありますよ。だからやっぱりそういう意味でいけば、むしろ尊重されたいかなんか。四十五名でやるよりは、もっと二十名ぐらいにむしろ減らすということが基本だということになれば、たとえば三学級のところの技術・家庭を男女別に分けるなら、四クラスにした方が、ちょうど二十五人ぐらいずつになる。そういう意味から言っても、教育効果の点から言っても、教育の機会均等を守るという観点から言っても、非常に重要なことは個所だというふうには私は思います。そういう意味で、いま局長の御答弁です。そのことが大臣のおっしゃっている創造力、そういうことにもつながっていくと思うので

すね。

そこで、次にお伺いしたいのは、教頭、主任の問題です。教頭というのは、授業をやらなくていいというのが原則なんですか。

○政府委員(諸澤正道君) 教頭は四十九年の学校教育法の改正の際に法律に入りましたけれども、あの中、教頭は校長を助ける、ただし必要に応じて授業を担当すると書いてありますから、やらないでいいということではございません。

○勝又武一君 私は、やはり教育の現場を考えますと、いま一番心配になるのは教頭が授業をやらなくてもよいという風潮がびまんしつつある、です。文部省が今度のやつている教頭代替教という定数増のやり方についても、文部省が考えている本旨、あるいはねらっている本質、そういうものが非常に現場ではむしろ曲げられて、教頭は授業をやらなくていいんだと。そうすると教頭何やっているんだという。極端な例を挙げますと、うちの教頭さんは、作業服を着て朝から晩まで校舎の周りを回っています。玄關の横の、学校の何といいますが、あるでしよう。美化を尊重ということ、いまばかにそういうものばかりはやつていて、そういうことばかりやつてますというふうな話は、日常茶飯事聞きますやうに思われます。私は、むしろそうではなくて、やっぱり教頭さんというのは、本来の意味で校長を補佐をして、やっぱり授業をやるのがたてまえだ、そういうふうなふうに思われるでしよう、一体いまの教頭が授業をやっていての実態について、どの程度調査をされたり、把握をされているでしようか。

○政府委員(諸澤正道君) 五十二年の調査では、小、中、高等教頭さんの平均担任授業時数というのは、小学校が三・四時間、中学校が六・五時間、高等学校が三・九時間ということになっておりまして、おっしゃるやうに、私も教頭を一つの職として学校に位置づけたということは、やっぱり一つの組織としての学校の管理運営の責任者として、校長だけではやっぱり十分でない、

校長を助けて教頭が管理運営面の全面的な補佐をする、そういう意味では教頭はほかの先生のやうに授業を担当できないし、また授業に専念するというよりは、そういう管理面の補佐というのが大事です。そういうことを申し上げておきますが、同時にいま先生が御指摘のやうに、やはり教頭も教諭なんですから、子供との接触を保って、学校教育活動全体を円滑にするやうに努力をするという意味においては、教育面に直接タッチするということとはやはり望ましいことではございますから、そういう意味で、余裕のある限り教頭さんにもひとつ授業を担当していただきたい、こういうふうな言っておるわけです。

○勝又武一君 私は中学のころ、旧制中学ですけども、大変英語ができませんでしたけれども、教頭さんに英語を教えていただいたんですよ。大変うらやまな教頭さんでした。だからやっぱりそのことを考えますと、人格形成からいっても自分の、旧制中学ですけれども五年間ですけども、考えてみまして、その教頭さんの果たした役割りというのは大変大きなものがありました。やっぱり教室で英語を通して——英語はぼくはあんまりできるやうにはなかったけれども、その教頭さんから人格的に教えられたということは大変大きいものがありました。だからそういう意味では、教頭という仕事ですね、もう一度、それは高等学校もそうですけれども、小、中について、大臣、ぜひひとつこの辺は大臣も御研究していただきたい。そしてその実態についてもお考えいただきたい、そのやうにこの点一つ思いますが、さて主任の方はどうなでしようか、主任の実態はどうでしようか。

○政府委員(諸澤正道君) 主任はいま制度化されておるのが小学校でいえば教務主任と学年主任、それから中学校はそれと生徒指導主任というふうなものでございまして、そのほか二次の改善で、小学校で研修主任とか図書主任というのをつけ加えたところもございまして、いずれにしても、あれは四十九年の調査でしたか、あのとき

の実態を見ますと、一番その担任授業時数の少ないのが教務主任なんです。教務主任は、小学校の一般の先生が平均二十二、三時間の授業を担当しているのに対して、あのときの調査、正確には覚えておりませんが、十四、五時間じやなかったかと思えます。それから学年主任とか、生徒指導主任というのは、そういう先生と授業担当時間が変わらないというのが全国的な実態調査の結果でございます。

○勝又武一君 大臣も私も先輩ですから、その点は私以上に御経験が深いと思いますけれど、たとえば私たちが育った時代は、小学校の校長先生も授業にいられたですね。私たちのころは修身というので、一週間に一時間にしても校長さんの修身というのが小学校のときに大変その影響が大きかった。中学でもそうでした。いまは一体小学校や中学校の校長さんというのは、授業をやっているらっしゃらないと思われませんか。これは法律やその他を離れて、大臣は校長さんというものが、教室で教えるということの評価について、どのようにお考えでしよう。

○国務大臣(谷垣重一君) 私たちが育ちました古い時代のことはまた別といたしまして、学校教育における児童、生徒との接触のきつな一番大きいのは、私はやっぱりその教諭の授業ということだと思いますが、もちろんそれだけではございませんで、課外の教授もこれあると思います。やはりその一番接触を断たない形のものが必要だと思えます。これはまた原則でなくやならぬと思えます。ただ、かなり管理という表現はよくございませんで、一つの小学校、中学校という組織自体のところにエネルギーを注がなきゃならぬ役割りの方が校長先生であり、またそれを補佐する仕事として教頭先生が出てくるわけでございますが、教育の考え方としては、児童とそれから生徒との接触の大切な場を保っていくということ、私はやっぱり教育の現場、学校においてもいつも忘れてならないことだというふうに私は考えております。

○勝又武一君 ちょっと脱線して恐縮なんです。が、大学の学長は、大学の学長をやめても教授として授業をやられますよね。当然ですよ。小学校の校長さんが校長をやめて普通の教諭のやうに授業をやる、私はそのくらいのがあってもいいんじゃないか。たとえば、やま暴論かもしれないけれど、四十五歳から五十五歳くらいまで校長をやった方が、五十一歳からまた中学で英語を教えられてもいいんじゃないか。高等学校の校長さんがやめた後、私立高校の何とやうなでしようか、非常勤講師とか、講師になられて、授業をやっているらっしゃるというのはいふふありますよ。ところが、中学の校長さんおやめになった後というの、だんだんだんだん、たとえば小学校の校長さんにしてもそうだと思いますけれど、

の言いたい意味は、やっぱり小学校の校長さん、中学の校長さんも、教頭さんも、主任もそうですけども、やっぱり授業というのは教員の命だと、そういう意味からいけば、いつでも授業をやるという、子供に教室で接するという、そのことがやっぱり基本にないと、そのことを忘れてしまつと、私はやっぱり大変なことじゃないか。文部大臣の言っているこの所信表明と離れていくんじゃないか。そういう意味で、これはいまの法律とはいろいろ違ふところがあるでしようけれども、校長さんなり、教頭さんなり、主任なりという方々が、もつとやっぱり授業をやるという、教室で子供たちに接するということに、もつと目を向けるやうな方向にいかないと、もつとような点について何かお感じになることではございませんか。

○国務大臣(谷垣重一君) 私も大部分もう学校の現場を離れておりまして、また最近一つ二つ見たところでもそれでござるわけのものでもございませんでございます。的確な御返事ができにくいかと思ひますが、要するに児童あるいは生徒との折衝をどういう形でとるかということ、これが一番やっぱり大切なことだと思ひます。ただ、だんだんと何と申しますか、組織体が大きくなつて

まいったり、いろんな複雑なことがあります、その処理をどうするかということは必要だと思えますが、基本的に人と人との接触ということが教育の基本になるわけですから、その原点は忘れちゃならない、こういうふうには考えております。

○勝又武一君 小学校の専科教員について、どの程度いま文部省の計画は進んでいますか。こういうふうにお聞きしてもいいんです。たとえば音楽なり、図工なり、家庭科なり、体育なり、保健なり、理科なり、そういう点について、考え方というか、進め方で結構です。

○政府委員(諸澤正道君) 五十二年度の調査によりますと、音楽が六千六百三十八、それから図画・工作が二千八百六十二、家庭が二千三百七十二、体育が二千四百五十五、計一万三千百七十七ということになってます。これは五十二年です。五十三、五十四と少しづつふえていると思います。そこで今回の改善の計画では、さらに二千七百六十七ふやそう、こういう計画です。

○勝又武一君 これも諸澤局長とあのときは砂田文部大臣でしたが、記憶が正確になりましたが、教員が一時間の授業を行うためにはどのくらいの事前準備、教材研究、事後指導が必要かというところをお聞きしたことがあります。そのときに、明らかにしましたが、勤務時間の中において、授業を一時間行うために最低一時間、事前準備なり、教材研究なり、事後指導が必要だ、こういうふうにお答えがありましたけれども、もう一度、くどくどお聞きしたいです。

○政府委員(諸澤正道君) 伺うとお答えして、間違うといけないんですけれども、私はやっぱり当該先生の経験とか、それまでの専攻の勉強とか、いろいろありますから、個人差も出てくると思うんですけれども、しかし常に新しい学級を持って教育をされるということであれば、いまお話しになったように、少なくとも一時間ぐらいはかかるんじゃないかというふうに思っているわけ

です。

○勝又武一君 大臣いかがでしょう。

○国務大臣(谷垣專一君) どうもちよつとそこらのところは、まだよく様子がわからない状況でございます。

○勝又武一君 私は、そういう意味でもやはり教員の週間の担当授業時間数というのは、小学校でも中学校でも、一週間当たり二十時間以下、一日に三時間とか、四時間、最高四時間、標準的には三時間程度にしないと、やはり授業を一時間行うために最低一時間の事前準備なり、教材研究なり、事後指導というのは十分できない、そう思うわけですね。そういう意味で、ぜひこれは過当たりの担当時数の最高が二十時間以下になるように、今後ひとつ文部省としては、これはあしたすぐなるといっても無理でしょうけれども、今後のやりとり目標としては、その辺に置いてお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) いまでも中、高は二十時間以内になっておるわけですが、小学校の方は先ほど申し上げたように、二十二時間ちよつとということでございます。これは学校の実態によってもかなり差はあるようでございますが、今回の十二年の計画では、大体この線で行くというふうな考えでおりますが、おっしゃるような長い目で見た場合に、これが一番妥当かどうかというふうな課題はあろうかと思ひます。常に研究をさしていただきたい、かように思ひます。

○勝又武一君 大臣、これ局長いまそうおっしゃったんですけれども、実態は全然違ふんです。これはぜひ大臣承知してくださいね。いつかばくが雲の上の文部省と言ったら、諸澤局長がいや雲の上じゃないとおっしゃったけれども、まさに雲の下になつていける学校があったら、本間に文部省の調査をお見せください、全部ですよ、中学校の教員がみんな受け持ち時間数が二十時間以下だというなら、そんなことはありません。もう二十時間以上やっている教員が中学校の場合にも多いわけ

ですから。そうならないのはなぜかといひますと、さっき言ったように、教頭とか、主任の受け持ち授業時間数が減つてきているからですよ。だから、この点についてはぜひ実情の違ふという点を私は指摘しておきますので、もし私の言うのが違ふんでしたら、調査結果を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(諸澤正道君) 私がいま申し上げましたのは、五十二年十月十日の教員統計調査の結果でございます。これは校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭に分けて調査した結果で、これはいつか、この前のときも先生そういうことをおっしゃつて、粕谷先生もそれは違ふじゃないかというふうな言われたように私は記憶しているんですが、私は担当の人に確認をしておるわけですが、一遍これそれじゃやらんといひてまた。

○勝又武一君 最後に、大臣に定数問題で伺いますが、四十名学級の基本議論を離れて二、三細かいことをお聞きしましたけれども、私が聞いた意味はこういうことなんです。つまり、四十名学級のときには、予算委員会の総括質問でも大臣もお答えになりましたけれども、まさに児童、生徒の減、こういうのが相当大きな財政的な理由と相まつてありましたね。ところがいま私が挙げたような問題は、児童、生徒の減と余り関係のない話なんです。たとえばもう一つありますけれども、学校事務職員なり、養護教諭の問題についてもそうですね、これらは余り今後の児童、生徒数の増減の見通しとは関係ありませんね。だから、そういうような問題についてまで、全部が引くつるまつて九年計画、そしてまた大蔵との十二年計画になつてきておる。だから、そういうことと離れてやれる問題については、これは財政的にもそんなに大きな金額にはならぬわけですから、所信表明にある、まさにきめ細かい配慮という点からいけば、こういうような問題について特に力を入れてほしい、そういう意味でわかりやすいという意味を含めて、二、三細かい問題を指摘したわけですが、

これらについてなぜこれら九年計画、十二年計画と全部引くつるめておやりになつてしまったのか、財政的理由というところが大きな理由でしょうけれども、もし何かほか理由がありましたら、お聞かせいただきたい。

○国務大臣(谷垣專一君) いま御指摘になつておりますものは、四十人学級の問題、また若干この性格が違つたものとして考えていかなきゃならぬ問題でございます。それを一緒にしましたことについて、特別の理由は別にならなかつたわけでありまして、基本的に財政の状況を将来見通しをしながらやつたわけでございます。もちろん、御指摘のような点がこれから私たちの検討いたします重要な問題として残つておることも、当然私たちも考えておるわけでございまして、大きな方向、あるいは大きな数字としては、これはいま申しましたように、十二年の計画なり、それそれまたお示しましたような数字でいきたいと思つておりますけれども、今日の予算編成の状況が、その毎年毎年のときにもう一回再検討せざるを得ない、議論をいたさなきゃならぬということもございまして、十分にひとつ考へてまいりたいと思つております。

○勝又武一君 大学の問題について二、三お伺ひいたします。二月の五日でしたか、五十五年度の共通一次学力試験の得点状況が発表されましたが、その前日の二月の四日に結果の一部が漏れていたことが、愛媛県下の高校の先生の証言で明らかになつたという新聞の報道がありました。この公平を大前提にしている共通一次で、こんなことがあつていいのかと思ひますが、全国の受験生に大きなショックをそのときは与えましたし、早稲田や筑波の入試工作の疑惑等が重なつてまいりますと、ますます入学試験に対する不信とか不安をつのらせるということになると思ひます。そういう意味で、この大学入試センターの信頼というのが大きく問われていると思ひますが、文部省はこの問題についてはどのように対処されましたか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のような事実

が新聞に報道をされたことは承知をいたしております。直ちに入試センターに対して、当時どういう状況なのか、果たしてそういう公表すべき平均点が公表に先立って外部に漏れるというようにことが、事務処理の体制としてあり得るのかどうかの点検を求めたわけであります。もちろん入試センターはそれについて十分な点検をいたしておりますけれども、公表すべき内容を承知をしている者の範囲というのはごく限られておりますし、そうした方面から問題が外に出るということはありません。どういふ状況で、ごく一部にもしる平均点の状況が出たのか、たまたま出たものが実態と似ていたのか、あるいは本当に出ていたのか、その辺は必ずしもセンターにおいても、文部省においてもつかみ切れておりません。いずれにしても、入試センターは公表の結果が外へ出るということはありません。御指摘のようことは言っておりますけれども、御指摘のようには、事はもちろん問題の漏洩等とは性質を全く異にするにしましても、センターの信頼にかかわるところがございますので、センターに対してさらに十分な点検方、さらにもし必要であれば、管理の体制について改善方を要請をしております。

○勝又武一君 これは、共通一次はまだ二年目な

んです。去年とことしと二回目なんです。ところが、去年も京都のある予備校は、ことしはうまくいかなかったんだけど、昨年は発表の一時間前に手に入れることができたというようにことも公言をしております。こんな事実もございまして、やはり問題は、受験産業と言われる受験産業界、ここに私は一つ問題がある、そう思います。ですから、そういういろいろな大学不正入試が言われているなかでありますだけに、受験産業界が早く入手をするというように、大学入試センターとの関係があるというようにになります。大変な父母の信頼を失うということになりますので、この辺についてさらに調査をしていただ

ません。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘の点は私も

も十分に注意をしなければならぬ点だとは考えております。受験産業が非常に過熱をいたしました、共通入試の結果、平均点を一時間早く手に入れた、そのことがどういふことではないわけでありまして、そういうことについては過熱をする状況というのは大変残念なことだと思っております。そうではありますけれども、正式に公表をする時点で先立って、その結果が外へ出るというふうなことは、あつてはならないことだし、また、現在私も調査をしております。センターの方からそれが出ていっていることとは、とうていあり得ないことと考えてはおりません。先ほども申しましたように、今後におけるセンターの事務処理の体制をさらに点検をして、そういう点で不信の念を買いふくむことのないように指導をしてまいりたいと思っております。

○勝又武一君 私が高等学校の教員で現場にいま

した二十年代の後半、いわゆる進学適性検査、進適と言われるのがありまして、それから三十年代の後半が能研テストですね。それから三十年代、能研テストの反省というものを、二つとも失敗したわけですから、それについての反省なり、評価というのを文部省としてはどうお考えになっていらっしゃるのかというところが一つ、それから、現在の進適なり、能研なりのデータといふ資料といふ資料、こういうものは一体どこにあるのか。本来なら大学入試センターが持っている研究されていようというけれども、どうも私が聞くところによりますと、国立の教育研究所が保管をされているというようにも話も聞くんだけれども、一体そういうものは国立教育研究所の倉庫に、眠っているかどうかまでは知りませんけれども、何かやっぱりいまの一番問題になる共通一次テストの、この大学入試センターとの関係はどうなっているのか、この辺ですね。共通一次が万般うまく万々歳ということでは私はないと思っておりますのであえてお聞きするんです

が、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘の進適、能研

とも、それぞれの経緯はあつたわけでございまして、ある年数の経過とともにやはり実態に合わない、その実態が中止をされたわけでございまして。私も、一つには、進適の場合も能研の場合も、いずれもこれは試験を実施をする大学の側からの発想として、大学がみずからの問題として取り上げたものではなかつたということでありま

す。今回の共通入試が、これら二つのものと非常に異なる点は、長い間にわたって国立大学がみずから入試の改善に取り組み、国立大学の入試のうちで共通して処理すべき部分というものを共通入試として大学がまさに共同で処理をする、自分たちの問題としてこの問題をとらえて、入試の改善に当たるといふ取り組み方をしたということが、非常に前二者と異なるところでございまして。もちろん共通入試を実施するに際しましては、国立大学協会の中に設けられた委員会においては、進適、能研の二つのケースというものを十分に参考としながら、共通入試の取り進め方を検討をしてきたわけでございまして。進適、能研の場合には、世によく、いわゆる受験生に対する負担が過重になつて、そのことも二つの試みを失敗に終わらせ一つの要因になつていようという指摘もござい

ます。そういう点も十分に考えながら、今回の共通一次を導入した新しい入試の改善のあり方においては、共通一次、二次を通じて適正な総合判断というところに向かつて、それぞれの大学が努力をされているわけでございまして。私はそういう意味で、進適、能研の経験というのはむしろなっていない、今回の入試の改善に生かされていると考へます。

進適、能研の当時の個々のデータがいまどこに保管をされて、どのように管理をされ、あるいは利用されているかということについては、詳細は私まだ現在手元に持っておりませんので、後ほど御報告をいたします。

○勝又武一君 先ほど言いましたように、何か国立教育研究所に

あつてというようにもお聞きをしておりますので、私はやはり先ほど言いましたように、もっとやはりそういうものをそういうところではなくて、大学入試センターの、いまの共通一次の反省材料等に十分使えるように配慮したらどうだということに思ひますので、いま局長の御答弁のようにひとつ調査をして対処していただきたいと思ひます。

そこで、共通一次によって、高校教育は一体どれだけよくなつてきているんだろ、高校教育の正常化が図られるというように言われていたけれども、おっしゃられるようになったらどうか、むしろ受験本位の高校教育の方がはびこつてきているんじゃないのか、共通一次に焦点を合わせた進学高等学校の実態になつてきているんじゃないか。そして、高等学校の格差づけということが言われたり、むしろ共通一次は国・公立大学の格づけに終わったという厳しい指摘もあるわけですね。こういうような評価といふことが、批判について、文部省はどうお答えになりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 共通一次につきましては、先般第二回目を実施されたところでございまして、まだ二回の経験を重ねただけでござい

ますけれども、二回の実施を通じて、もちろん幾つかの改善すべき問題点の御指摘はありますけれども、おおむね高校のカリキュラムに即した適切な問題が課題されている、そうした問題によって、高等学校における基礎的な、一般的な学習の到達度の判定が行われ、それの上にさらに各大学がそれぞれの学部、学科の特性に応じた二次試験の工夫をする。その両方相まった総合判断によつて、従来の入試の弊害というもののについての改善の芽が大きく育つてきているという評価は、私は一般的にちやうどいふことができると思ひます。

共通一次試験の実施に伴ひまして、確かにこれに対応をして学校行事なり、あるいは教育課程を変更をした高等学校があることは事実だと思ひま

す。しかし、それは決して多くの高等学校でそういう措置がとられているのではなくて、やはりそのような措置をとったのは一部の高等学校であり、大半の高等学校では、カリキュラム等に特に変更を加えることなく、冷静に受けとめているといえます。どうしても先生御指摘の受験産業の過熱というようなこともありまして、そのことが本来の共通入試によって達成しようとしている入試の改善の方向というものをとすればゆがめる、大学の進学というものが、それぞれの大学の特色というものによって選択をされるというのではなくて、いわゆる共通一次のテストの結果、いわゆる偏差値というようなものによって選ばれる傾向がなおあるという点については、私どもは大変そのことが残念だという感じを持っておりますけれども、しかし共通一次で目指している方向というものを進めていくことによって、こうした方向を徐々に是正をしていくことは、他のものもろの施策と相まって進めていくならば、私は可能であると考えているわけでございます。

○勝又武一君 国・公立の大学の格差づけということとは全く是正してはいけないと思えますね、そういういろいろの努力の仕方、たとえば共通一次だけの責任ではないと思えますけれども、そういう意味で国・公立大学の格差をなくしていく。そういう意味で、所信表明の中にあります「地方における国立大学の整備充実」とありますけれども、全くこの点も賛成でありまして、そういう意味で、特に地方の国立大学の大学院の拡充につきまして、五十五年度、五十六年度、この一兩年あたりどの大学が具体的に想定されているのでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大変むずかしい御質問でございます。大学院の整備については、もちろん各大学の計画につきまして、文部省の方で十分に検討をし、そしてこれを前進させることがしかるべしと思うものについて、関係省庁に対し予算の要求をしていくわけであります。事柄として

は地方の大学におけるいわゆる修士の課程、これについては、一つのある学部が充実をしていれば、できるだけ修士の課程についてはこれを設置をしていくという方向で従来から対応をしてきております。しかし、博士の課程につきましては、これは現在の大学院のあり方から申しまして、その事は簡単でないわけであります。大学院問題懇談会の御指摘にもございますけれども、やはり博士課程につきましては、十分に大学院の卒業生に対する需給の状況等も考えながら、さらに、わが国の学術研究の水準の維持向上というような点を勘案して、地域的に十分な配慮も加えながら、徐々にその整備を考えていくことになるわけでありまして、したがって、博士課程については、現在いわゆる新制大学の系統では、神戸大学の大学院の整備を年次計画をもって進めております。これは引き続き行方考え方でございますけれども、それ以外の博士課程につきましては、なお各大学の御検討の経過を見てまいりたいと思っております。修士課程につきましては、一般的にそういう状況のほかに、もう一つ現在教育系の修士の課程、いわゆる教員養成学部における修士課程の設置ということ、ここ数年逐次進めてきているわけでございます。五十五年、五十六年を通じて、大学院の整備に当たって、教員養成系の修士課程の整備につきましては、引き続き、そう一遍にたくさんつくるわけにいきませんけれども、逐次整備を進めてまいりたいと思っております。

○勝又武一君 筑波大学ですけれども、この大学改革の実験校、あるいは新構想大学、そういうことで文部省が非常に力を入れて開校六年、莫大な国費を投じていらっしゃるわけですが、運営は順調にいらっているのかどうかということ、私たちが新聞報道で見ますと、学生の県議選で買収問題とか、学園紛争とか、学生の自由な自治活動の要求があるとか、やはり管理面で問題があるんじゃないのか。開かれた大学という前ぶれだったのですけれども、実際そうになっているのか、総合大学としての機能を果たしているんだらうか。特にこの従来の大学にない機構で、横のつながりを密にした総合大学を目指す、こういうことだったわけですが、旧制からの他の国立総合大学と比較して、総合大学としての機能という点では大変劣っているのではないかと、いう専門家の指摘もありますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 筑波大学は、創設をされたから今日に至るまでの間に、いわゆる計画されました学群の整備、さらには大学院研究科の整備等をおおむね終りまして、いよいよ第一期の建設計画が終了をし、その次のステップを切ろうとしているところでございます。新しい構想を持ってスタートをした大学でございますから、従来の大学にない、たとえば教育研究の機能的分離ということによる学群、学系の制度というようなものが、運営の中心になっているわけでございます。そうした学群、学系、あるいは学系、学類の関係というものは、従来の大学にないものでございまして、これを所期の方針、方向に沿って、円滑に運営をしていくということについては、これまででも大学は非常に苦心をされてきているというふうには見ております。またこの大学が、これから取り組んでいく第二期の整備におきましても、こうした学群、学類、学系の間の所期の方向に沿った運営というものが、非常に重要な要素を占めてくるということも私は十分にわかるわけであります。大学はそうした方向に沿って、懸命の努力をしております。私はもちろんこうした新しい試みでございまして、その間にいろいろな、いわばむずかしさが実際の運営で出てくるということは避けられないことではあると思っておりますけれども、これをこれまでの経験を生かしながら、大学は十分に対応をし、乗り越えていくべく、大学の十分に期待をしているわけでございます。御指摘のように、大学の運営に当たって、たとえば学生が選挙違反というようなことで、非常に遺憾な行動を行った、そういった指摘もござい

す。しかし、これは私は必ずしも筑波大学の運営のあり方から出てきたことでは決してなからうというように考えておりますし、また、大学もそうした判断のもとに、大学の学生に対する指導というものをより細かく、きめ細かく実施をする、そういう改善措置もとっているわけであります。新しい大学でございますから、なおいろいろとむずかしさが実際に事を進めていく場合に出てくるというところはあり得る、全体の方向につきましては、所期の方向に沿って大学の着実な前進が行われるものと私たちは期待をしております。

○勝又武一君 筑波の推薦入学試験制度というのは、一次が書類選考、二次は面接と作文、こうだと聞いて、それが面接と作文というのは、何か作文に至っては、「愛」とか「友情」とかいう非常に抽象的な論題が多くて、率直に言いますと、作文なり、面接も、A、B、Cというような点数配分。何か筑波の選考制度というのは、担当試験教官の主観的な採点配慮なり、そういう点で、や不正工作の入る余地があり得るんじゃないか、そういう心配を指摘する向きもありますが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 筑波大学では、御指摘のように、医学専門学群を除く五つの学群で推薦入学の制度を積極的に取り入れていくわけでありまして、入学定員の二五ないし三〇％の人員について、共通一次の学力試験と、第二次の学力試験をいずれも免除をいたしまして、高校長の推薦に基づき、さらにこれに加えて大学が行う小論文、面接の結果によって推薦入学が行われているわけであります。推薦入学者の選考は、第一学群、第二学群、第三学群にありましては、各学群ごとに選考することになっております。そして、まず公平を期するために、受験生一人について学類の入学希望者委員会、これは二十三人の委員でございまして、この選考委員会のうちの五人前後の選考委員が高校の調査書、小論文、面接等について評価を行って、その結果に基づいて、学類の入

○勝又武一君　まさに局長の指摘されたとおりでありまして、不正工作等があつてはいけないし、一点の疑義があつてもならない、そういう理想、

田の問題があり、どこの問題がある、もう新聞、週刊誌がわんざわんざやっている中で、しかも朝日、毎日等の新聞がああいう報道をしている

のおっしゃるとおりなんですよね。だから、コピーされたということ自体が大変な問題なんです。そうしてそのことは、もうここまで世上明ら

るのは、副学長から庶部学系長へ、庶部学系長を断つたわけです。谷津、鈴木両教授が言われて

から谷津、鈴木両教授に面接を頼まれに来たときに、その面接の依頼を私たちは断りますというので断っている、こういうように明らかにしているわけですから、谷津、鈴木両教授がもし面接を断らなくて、面接を担当したとすれば、一体どういうことになったのか、今後これはまた私はあり得ることだとも思いますが、これは大臣、やっぱり大学の自治という問題と私は別の問題だ、大学における不正入試工作があったのか、なかったのか、特定の志願者の、受験者の願書のコピーがあるというのとは断然たる事実なんですから、この辺はやっぱりそういうことを含めて、ぜひ御調査をお願いと思いますが、重ねて聞きますが、いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 谷津、鈴木両先生が面接を行われなかったから不正がなかったということでは私はなかりと思えます。そのことは、むしろ谷津、鈴木両先生の名誉のためにも、谷津、鈴木先生が仮に渡部学長からそのようなことを聞かれたとしても、そのことに左右されずに適正に入試の選考に当たられた結果であると思えます。そのことが事実であるかどうかについては私はつまびらかにいたしません。しかし、仮にそういうことがあっても、それは両先生を含めて、筑波大学の教官陣が適正に推薦入学の処理に当たった結果である。それはまた当然のことであると思われべきであります。コピーが存在をして、仮に——仮にでございしますが、これが学内で作成されたものであるとすれば、やはり入試の事務の管理の体制というものをもう一度大学は点検をする必要があり、それについての改善措置が必要でございましょう。そのことは私たちが申すまでもなく、すでに大学当局は十分に受けとめていることではあるかと思えますけれども、その点は私は十分な注意を払わなければいけないところだと思えます。しかし、繰り返して申し上げますけれども、筑波大学の入試に不正はなかったものであり、そのことを前提として、きわめて何か奇妙な事柄が指摘をされているわけですが、その奇妙

な事柄の有無について、すでに大学はそういった事実がないということを公式の機関を経て表明をしているわけでありまされども、その事実関係についてはわれわれは関心を持っておりまされども、大学がその御判断でみずから調査をされたとすればさらに調査をされるべきことと考えるわけでありまされども。

○勝又武一君 それじゃこの問題は大臣こうしてください。いま局長がおっしゃいましたように、はなはだ奇妙な事柄というのには、重大な関心を持って文部省も受けとめていらっしゃるわけですから、その奇妙な事柄について大学当局が自分で調査をするということについて、十分関心を持って見詰めていく、こういうように私は理解をいたしますから、もし違っていたら言ってください。

それから、もう一つ谷津、鈴木両教授の名誉の問題で、確かに局長御指摘のように、私の言葉が言い足りない表現の誤解があるといけませんので、私も申し上げまされども、まさに私も局長のおっしゃったとおりだと思えます。だから、谷津、鈴木両教授は断られていらっしゃるわけですから、そういう意味でも、私の言葉に表現のまずさがあったらお許しください。谷津、鈴木教授がそんなことをやりそうなんだという意味で言っているわけじゃありません。また、ほかの教授がじゃ頼まれたときにそういう不正をやるかということになれば、私もやらないということを信頼いたします。しかし、そういうことが起こり得る余地、あるいは奇妙だとおっしゃっているコピーの存在そのものが問題なんですから、そういう意味で、この点はそういう意味での指摘にとどめておきたいと思えます。

それで、最後に、時間もなくなりましたので、大学問題でも一つ。これは松本齒科大の問題なんです。たしかこれも一昨年の十一月、私が大分松本齒科大については、当文教委員会が正常化について質問をいたしました、それから約一年半、当時問題になった他の大学は正常化されていると思うんですけれども、

ど、一体松本齒科大の正常化はいまどうなっているんだろか、理事の補充問題はまだ解決していないんじゃないかと聞きますけれども、その後文部省はどういう指導をなさいましたか。

○政府委員(三角哲生君) 勝又委員、たしか一昨年の十月、十一月に御質問をちょうだいしておいたと思いますが、その後の状況について申し上げさせていただきますと、文部省といたしましては、五十三年の十二月十九日に八項目について指導を行ったのでございます。第一が入学に関する寄付金の收受等の禁止、第二が入学者選抜方法の公正化、第三が理事会等の責任の明確化と責任体制の確立、第四が入学定員の遵守、第五が教員組織の充実、第六が経理の適正処理、第七が内部監査機能の強化、八が学生納付金の額の抑制等でございます。これに對しまして、大学側といたしましては同年十二月二十八日に理事会及び評議員会を、それから翌年の五十四年の一月十一日に教授会を開催して、検討を行っておりますが、その結果といたしまして、第一に今後入学に関する寄付金の收受を一切しない、第二に厳正に入学者選抜を実施する、第三に五十三年度入学者に係る不当な寄付金等の收受に関する責任については、理事長以下責任者を減俸処分するとともに、直接の責任者は退任する、第四に矢ヶ崎前理事長の学校運営への支配介入を是正する、第五に再建委員会の方針に反して昨年復帰した理事と監事というものが一人ずつおられました、これは一月二十六日付で辞任する、第六に入学者定員は遵守する、第七に五十四年度学生納付金の額を引き下げるといった回答を文部省に行った次第でございます。

その後の状況でございますが、五十四年一月以降におきます一部理事の引責辞任でございますとか、それから学長が辞任をいたしました、これらの結果として同年四月には理事が寄付行為上の定数の九人ないし十一人というものが減りまして五人しかいない、そういう状況になりましたので、先ほど委員からの御質問もございましたので、この理事体制の刷新及び充実ということが必要であるという観点から、文部省といたしましては、理事の補充について大学当局に指導助言をいたしました、その結果として長野県知事、それから信州大学長、松本市長、長野県医師会、それから長野県歯科医師会、そういった五人の方々から各一人推薦を求めまして、当該推薦のあった者を理事に選任することになりました、文部省といたしましては、六月にいま述べました五者に對して直接この協力方の要請を行った次第でございます。その結果御推薦があったのでございますが、大学側はそのうち長野県知事から推薦のあった方と、それから信州大学長から推薦のあった方、この二方の選任を行いません、その他の三氏の選任と、それから大学独自に一人の方を考えまして、同年十月八日に新たな理事に選任をした、こういう状況になっております。

文部省といたしましては、これに對しまして昨年十月二十四日、……

○委員(大島友治君) 要点を簡明に、ひとつ説明して。

○政府委員(三角哲生君) 松本齒科大学の理事長に對しまして、……

○勝又武一君 細かいことはまた後で資料でいいよ。

○政府委員(三角哲生君) 長野県知事と信州大学推薦の両氏についても速やかに理事選任の手続をとるように、そしてそのことが実行されない限りは、理事体制の刷新が行われたというふうには認められないというふうな旨の指導を行ったところでございます。さらに、昨年の十二月に私立大学審議会におきました審議の結果の指導事項というものが、同様の事柄について出ておりまして、これにつきましても改善措置をとるよう管理局長命をもつて要請をしております、その返事はこの三月三十一日までに報告を求めておるといふこととでございます、私どもはさらに当該報告を待ちまして、重ねてその結果によりまして指導を強く行ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○勝又武一君 あと幼稚園の問題、学校給食の問題、それから私学の問題等、きょう所信表明に就いて質問を用意してお聞きをしたいと思います。最後にお聞きした、時間がなくなりましたので、最後に大臣に一つだけ学校給食の問題でお聞きしておきたいと思うんです。また幼稚園問題は、今度たしか二十二日の予算委員会の一一般質問の際に、またいろいろお聞きをいたしたいと思ひます。

そこで、学校給食についてお聞きするんですが、実は私の地元は静岡でして、天下に有名な熱海ですが、あそこに網代というところがあります。行ったことございますか。この網代の小学校へ行きますと、入っていきまして、廊下を広くしたようなところがある。実は教室ではありません、ちよつと区切つてあるだけで、給食室です。そして小学校の一年生から六年生まで全員がそこへ集まりまして、クラス別でなくて、通学区別といひますか、一年生から六年生までが一つの机に並んで、六年生がめんどうを見てやつて、一年生、二年生、三年生、四年生、五年生、六年生、こういう一つのグループになつて、そして食事をしているわけです。文部省は網代小学校の給食でらんなつてますか。まだですか。ぜひ一度ごらんいただきたいと思ひますが、そういう状況なんです。ですから、何か非常に完備した、イギリスやフランスあたりにあるような、りっぱな給食室でなければだめだということではなくて、工夫すればオープンな廊下、まあ雨天体育をちよつとやるような広い廊下みたいなところを利用してやっている。そして全学年、学校生徒が全部で、しかもそれはクラス別でない、一年生から六年生がテーブルを囲んで食べているという、私は、学校給食というのはいさういうように教育活動の一環だといふように思ふわけですね。所信表明を見ましてちよつと気になるのは、大臣はこの道の造詣の深い、堪能な食糧行政の御専門家ですから、言うことも一つもないと思ひますが、「特に米飯給食の計画的拡充に努め」という個所が一つございまして、米飯給食の拡充に努めるのも非常にいいと思ひます。

思うんですが、あるいは給食会と安全会を統合して学校健康会という新たな法案、これもわかりますけれど、私は学校給食の基本というのは、教育政策といひますか、教育活動の一環だといふように考へてゐるわけですが、その点についての大臣のこの学校給食に対する見解をお聞きをして質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(谷垣一君) 学校給食の問題の前に、先ほどの筑波の学園問題、局長の表現によりまして奇妙なことが云々ということがございまして、私は、この前予算委員会でもお答えいたしましたように、大学当局の良識と判断というものに突は期待をいたしております。先ほど先生が念を押されたような趣旨も十分、私もその趣旨を承知をいたしてお答えを申し上げておるわけでございしますが、そういうふうに考へておるわけでございします。

それから、学校給食の問題は、これはどうも私が少し農林省の役人をやつておつたという経緯だけで、食糧問題の解決のためだといふふうな端的にお考えをいたしたいは大変誤ると思ひます。私はまさに学校教育の教育的な観点から出てくるべきものだと思つております。先ほど御指摘になりましたような、皆が集まつて、ことに網代の具体的にお話になりましたような案件は、上級生の六年の諸君から一年の諸君まで、一緒になつてグループ、グループで食べるという、これはまた別個の意味があると思ひます。非常にもしろいやり方であると思ひます。食べるということはやはり一つ一つの人間の大切なことでございします。ここで一緒に集まつて、同じような物を食べていく、そしてその後の処理もやつていく、片づけもしていくという、そういうことがやはり私は当然教育的な効果があるものである、教育的な立場からこれは進めていくべきことであるといふふうに私は考へております。

ただ、申し上げたかった点は、これは一つの哲学になつて恐縮なんです、大抵人間といふものはその土地で生産され、とれた物で暮らしてい

く、それを食事にするというのが私は筋合ひだと思ひますが、学校給食の経緯を考へまして、これが戦後の非常に栄養失調になつておる状況のときに、アメリカからの支援物資によつて、学校給食が栄養補給のために行われたという経緯がございします。今日でも五十一一年からして米飯が取り入れられたわけでございますけれども、それ以前はどちらかと申しますと、小麦粉によるパン食、あるいは初めは脱脂粉乳でございしましたが、それがだんだん生ミルクになりましたが、そういう形になつておるわけでございまして、これはひとつやはりそこで米を食べるということ、単に米が余つておるから食べるというのではなくて、日本人がいままで発見をし、また、それぞれ助成しずつとこれを伸ばしてまいりました主食の米といふものは、得がたい私は日本人の宝だと思つておるわけでございします。これからまた統いていくことだと思ひます。やはりそれは大切に教育の中で考へていかなきゃならない、こういうものだと思ひます。言つてみますと、こんなものは食糧供給からいまして、全部やつたつて十万吨くらいのもので、現在の日本の食糧政策の上からいって、十万吨の問題は決して小さくは思ひませんけれども、しかしそれでどうこうといううもんでございしません。ただ、ここで大切なことは、日本で米がつくられて、これだけの苦勞をして、こういう状況になつておるということ、ほんの少しでもこの過程において子供たちが認識をしていく、そしてそういう形においてこの米飯といふものが評価されることであるならば、それを表に出すと、米はますますちやいますます、言わないと思ひますけれども、それが大切なことじゃないかといふ私は気がいたしておるわけでありまして、その効果は十万吨や、二十万吨なんてけちなものじゃなくて、もっと大きな意味を持つておる。ですから、私は農林大臣にもこの問題の起きましたときに、話をしてお願ひしたんですが、一番いい米を出してくれよ、そのことが子供たちが米といふものを見直すことになるんだか

ら、そんなまずい物を食わせるようなことじゃなくて、いい米を出して、子供たちに大切な米といふものの認識をさせてくれよといふことを申し上げましたのは、これは農林大臣からたのまれたんじゃないのでありまして、米そのものの持つておる意味が、教育的な意味といふものも含めまして、おいしく子供たちの給食の中に入つてもらいたいという、これは本心に教育の上からいふ念願でございしますので、御了承願ひしたいと思います。

○委員(大島友治君) 本件に対する午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後一時十四分開会

○委員(大島友治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育文化及び學術に関する調査中、文教行政の基本施策に関する件及び昭和五十五年度文部省関係予算に関する件を議題といたします。

本件について質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○有田一壽君 きょうはいままで私が文教委員会あるいは本会議、予算委員会等で文教の問題について質疑をさせていただき、それなりにお答えをいただいた問題の中の比較的基本的な、あるいは比較的大切であるように私が判断する問題について、繰り返しになりますけれども、三つ四つ取り上げて、ここで文部大臣以下皆さんにお答えをいただきたいと思います。

振り返つてみますと、四十九年の十二月以来約五年間に、教育問題について教えてみましたら三十六回質疑をさせていただきました。また、その間文部大臣が奥野さんから谷垣文相まで七人の文部大臣がかわりましたが、先ほど文部大臣みずからおっしゃいましたように、大臣はかわろうとも、いわゆる文教行政の姿勢は変わるべきも

のではないというお言葉もありました。したがって、それがどうであろうとも、文教行政というものは、そのネコの目のように変わるべきものではないという観点に立つて、私もまた質問をさせていただきます。これは質問ではございませんが、文部大臣というものはやはり平均一年では短いと思うんです。ほかの省庁の長官に比べてやはり三年ぐらいは私は必要だと思ふんですけれども、いまの議院内閣制のもとではなかなかむずかしいことかも知れませんが、これはやはり将来の課題であろうというふうに考えさせられておるわけでございます。

最初に、これは本会議の代表質問において、内藤文相のときにお尋ねしたことを、もう一回これは私ここで尋ねしますが、大学の運営に関する臨時措置法の問題であります。これは立法されてから今日まで十一年たっておりますが、これは確かに臨時措置法、いわば五年間の期限立法で、五年たったら廃止するものということがちゃんと決まっております。もちろん廃止立法をしなければそのまま自然延長されるということでございますが、これについては、大臣はどういうふうにお取り扱いになるおつもりでしょうか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(谷垣專一君) いま御質問でございます。たの大学の臨時措置法の問題は、確かに附則に「五年以内に廃止するものとする」という表現になっておりますから、法律の効果は別といたしまして、立法当時の意思はそういう意思であったというふうに私も考えております。しかし、現実はまだそれが、それに對しての明確な立法的な行為がないわけでございますが、これは文部省といたしましては種々検討を重ねておるところと思ひますし、検討を重ねておるわけでございますが、実際上はこの法律は発動してないかつたわけでございます。この法律が存在しているというところ、立法されたというところのいわば紛争抑止的な効果というものが意味があつたというふう

に私たちが考えておるわけでございます。したがって、そういう効果等を考えてみますと、これを何と申しますか、いまこれにかわるべき方法というものを、どういうふうにかえていこうかというところ、また本音を言いますと、結論の出ないところがあるわけでございます。立法当時の意思に従ひまして、率直にこれを廃止しようというところだけで済むかどうかという等々の問題を考えまして、実は現在に至つておるというのが、言つてみますと偽らざる状況でございます。事が相当地に、実際発動はされなかつたけれども、存在すること自体で意義のある法律であつたわけでございます。その後のもちろん大学の状況その他のことも考え合わせながら、慎重に処置をしてまいらなければならぬというふうな、懸案の一つとして検討をされていただかなければならぬのじやないかというふうに考えておるわけであります。

○有田一壽君 いま御説のように、抑止効果はもちろんであると思ひますが、この法律というものは、他の省庁にも期限立法で自然延長になつていくというものは幾つもあるように承知しております。ただ、私がこだわりますのは、これが教育立法なるがゆゑにこだわるわけであります。したがつて、真剣にこれに對処する必要があるというふうな思ひでございます。でなければ、地公法違反だということ、教組に對して違反だ違反だということ、文部省も言えないのじやなからうかと。だから、法を守るんだと言ふ限りは、立法院において五年で廃止する、しかも、その立法されたときの背景が、大変な論議の中で、五年間の期限立法であるということ、これはやつと通過したわけですね。それが抑止効果は發揮しました。しかし、それならば私はお聞きしますが、いまこの法律が仮に廃止されたとしたら、大学紛争がぱんとここに起つてくるとお考えでしょうか。多分そうはお考えではないと思ふんです。五年たつたら廃止

するんだと決めてあれば、いま代案とおっしゃいましたが、私は代案は要らないと思ふんです。ここで廃止立法によつて、この歯どめをかけておく。一遍廃止しておく。そして新たに、残念ながら大学紛争等が起つたならば、その起つてからの状況、これは以前と多少違つておるだろうと思ひますから、その状況に應じた立法をすればよろしいわけで、そのために国会が、立法院が存在するわけですから、だから、何が何でもむずかしい状況の中で成立させたから、これをとにかくこのまま自然延長で置いておくぞと。一般は多分こういう法律があるということを知らない。しかし、この法律が万一起つた場合は、これは、この法律は生きていたぞということ、これを発動しようというの、私は教育立法なるがゆゑにその考え方が残念だということを申し上げておるわけであつて、法律技術上どうこうと言へば、自然延長で、これも一つの法のあり方かも知れませんが、その考え方を教育界で余りとらえない方がいいのじやないかということをお申し上げたわけですね。したがつて、いま御研究中のようですね、これは格別に研究されて、私はそれぞれの党とも話し合つて、これはやはり文部省から出すべきではないかという考えであります。自由民主党の中にも、これは確かに私も自由民主党におりましたから承知してありますが、意見は二つに分れています。このままにしておけというのと、いやそれはけしからぬという議論を持つておられる方と、はつきり二つに分れております。しかしながら、これは先ほど申し上げたやうなことで私は処理をしていただきたいものだといふ強い希望を持つておるわけでございまして、それについては一言だけ、大臣の考え方をもう一度伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣專一君) 先ほど申し上げましたように、非常に重大な時期にこういう立法があつたわけでありまして、素直に考えてもう五年以内だから廃止したらいいじやないか、ことに教育関係だからそうじやないかという先生の御主張、御意見、これは十分私たちが考えていかなければならぬ点だと思ひます。しかし、またそのほかの諸点につきましても、ことにいろんな政治的な状況はどうかというやうなことも含めて考えていかなければならぬので、慎重にひとつ検討をさせていただきます、こういうふうにかえておるわけでございます。

○有田一壽君 くだくそれ以上のことについては申しません。

次に、これも五十一年の十月の文教委員会で私も質問させていただいて、後本会議、あるいは文教委員会、あるいは予算委員会等で持ち出した問題でございますが、いわゆる公共建築物、学校建築物を新たに設置する場合には、予算のほかに一〇程度を加えて、芸術的裝飾を施すということはいかがなものであらうか。これはフランス等においても、ドイツでも、イタリア、スウェーデン等でも、アメリカも皆やつておるわけでございまして、日本の場合もアメリカ式のマッチ箱を並べたやうな無味乾燥のやうな建物だけが建てられておる。それが能率的であるというのならば、せめてそこに彫像を置くとか、絵画を飾るとか、あるいはその他いろいろな種類の芸術的裝飾はあるわけでございますので、そういうことによつて、その中で学ぶ学生、生徒、あるいは出入りする父兄、一般の人、そういう人たちに十年、十五年たつうちに、自然に芸術的雰囲気がつくやうになるのではないかと、そういうことで、そういうことはいかがであらうかという提案をさせていただいたわけでございまして、国立について、あるいはその他について多少私も聞き及んである点もございまして、現在どういふことが教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣專一君) いま委員の御質問がございまして、案件につきましては、当時砂田さんが大臣の時分、砂田さんがお答えをされたと思ひますし、かなり前向きのお答えをしておられるんじゃないかというふうには私は聞いておりますが、残念ながら私その後落選しましたのでよくその経

過はわかりません。経過はわかりませんが、砂田さんが非常に熱心にいろいろ党の中に帰られましても動きをしておられたことは十分拝聴しております。またそういう記録も拝見をいたしております。私もそういう問題につきましても、これは積極的に考えてしかるべき問題だと考えております。大体が、建物自体が人に訴えるものそのものを持っておるわけでございましょうから、そういうような考え方があつてしかるべきだと思ひますが、しかし、財政の問題その他、先ほど言われましたフランス式のやり方がいいのか、ほかがいいのか、いろんな手法とか、具体的な接近方策については、もう少し検討していかねければならぬと思ひますし、また予算編成の過程におきましても、文部省としては財政当局にそういうような具体的な案をつくりまして、折衝した過程もあるようでございます。現実にはそれが認められない形になつて現在に至つておるようでございますけれども、しかし考え方はこれはやはり積極的に見ていい、見るべきものだといふふうに考えますので、そういう立場に立ちながら、具体的な検討をしていかなきゃならぬだろうと、文部省といったしましてはそういうふうにやりたいものだといふふうに考えております。もう少し検討をさしていただきたいし、したいと考えておるところであります。

○有田一壽君 実は国立については進んでいないようですけれども、神奈川県あるいは兵庫県その他の府県において県議会で決議をされ、知事も決断をし、それぞれ実行委員会のようなものを設置して、すでに進めているところもあるように私は聞いております。これは主として高等学校あるいは公民館、文化会館等でございます。もちろん学校でなくともいいわけですから、そういう公共の文化的施設にそういう手法が入ればいいわけでございます。ただ、いま大臣おっしゃいました、これは実は昨年――五十四年の三月の予算編成のときに、まあ過ぎた話で恐縮ですけれども、河本政調会長と大平幹事長との間で文書で

七項目ほど取り交わした文書がありまして、これは全部合意したわけですね。その中に、五項目目にこの問題が実は合意されて入つた。一千億の建物について、昭和五十四年度においては一億から十億文教育予算としてこれを計上すると、一千億の建物について実施するということが合意されたんですけれども、最終的には、医師優遇税制の問題が一点、私が微力のために党内説得ができずにすべて廃棄されたという経緯がありますので、やろうと思へば私はこれはできるし、党の方でもできる。だから、ぜひともこれは前向きに進めていただきたいものだといふふうに考えるわけでございますが、これ大臣でなくて結構ですが、他の府県についての状況を把握していらっしゃつたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) 私どもただいま有田先生おっしゃいました神奈川県と兵庫県でそういう取り上げ方をしておるということこそ最初新聞情報で知つた次第でございますが、なお、先ほど大臣から答弁ございましたが、五十五年度におきまして私もまたさらに検討を行いたいと思つておりますが、その検討の過程で神奈川県、兵庫県が具体的にどんなふうな企画あるいは実施の方策を持ているか、つぶさにこれまた勉強もしたいと思つておりますが、ただいま聞いております範囲では、神奈川県におきましては一〇システム推進委員会というふうなものを、文化行政推進本部の中に設けて、県立高校で五十四年度予算で六校につきまして、そういったことを実施したいといふことのようにございまして、これは内容としては建物配置の工夫とか、中庭や、校内道路の造園、生徒ホールといったようなものについて、空間構成についてゆとりを持たせ、あるいは外壁面にシンボルマークをつけましたり、壁面デザインを工夫するといったようなこと、それから特別教室や図書館等について、地域の利用のためにしかるべき配慮を加えていくといったようなことが検討課題のようでございますが、兵庫につきましてはまだ具体

案は検討中のようでございますが、それから財政的には既定予算の範囲内で五十四年度高校で導入することも検討しようといったようなことだったようでございますが、明年度からは基本設計段階から計画を盛り込むというふうなことにつきまして、学校のみならず、橋などの建築の場合にも、そういった工夫を加えていくということを考えておられるようでございます。

○有田一壽君 実はそれを提案申し上げたときにも私考えておりましたのは、伝統工芸の後継者がなかなか育たないというのは、その伝統工芸でつくった作品が利用される、売られる、あるいはつくった人の生活の問題等があつて、なかなか後継者が育たない、日本の伝統工芸が消えていくということでもありますので、そういうことが全国的に逐次少しずつでも行われていくようになれば、絵画を飾るところもありましようけれども、伝統工芸、あるいは郷土出身の彫像家のもの、あるいは草木染めだとか、いろいろ伝統工芸貴重なものがわが国にはありますけれども、そういうものをコーナーにガラスでもはめて、その中にそれを設置する、そしてそれを各学校二年ぐらいでまた交換をしていくということになれば、そういう伝統工芸の後継者も育つのではないかということをおわけて考えながら提案を申し上げたわけでございます。

ここで、他国の中の一つ、二つですけれども、イタリア、フランスは、私は伝統工芸、あるいはそういう芸術作品について余りやあや言わなくてもいい国だと思ふんです。むしろ日本の方がそういうことを意識的にやつたがたいと思ふんですけれども、これはイタリアでも昭和二十四年、一九四九年の七月に法律でこういうことを書いておるようですね、「国の行政機関とその自治組織、ならびに管区、州、市区町村およびその他の公共団体で、戦争中に破壊された公共建築物を再建しようとするものは、その計画にかかわる予算総額の二パーセントをくだらない額を、当該建築物の美化のために用いられる芸術作品の購入費として計

上しなければならぬ」。また、ドイツも同様であります。「その建築物の建設費および外部設備費の一パーセントから五パーセントまでの金額を、芸術作品(彫刻、絵画等)の購入費として計上しなければならぬ」。フランス、スウェーデン、アメリカとありますが、アメリカの場合は予算のほかに一割加えるのじゃなくて、決まった予算の中から一割を取つてそれに充てるというよう

なことが書いてあるようでありまして、これは多少まちまちではありますけれども、そういうことで少しづつでも国の場合についても進めることができるならば、少しづつでも進めるように御努力を願えたらというふうに思ひますが、まあ進めるんだというお答えであれば、もうそれだけで、いつ進めるとか、私が聞いても別に御返事をいただける種類の問題じゃありませんし、谷垣文相なかなか優等生的なお答えでありますので、のれんに腕押しのようなことでございまして、御返事としてはこれ承るようになった方がいいのか悪いのかわかりませんが、犬丸さんいらっしゃいます、前はあなたから御返事をいただいたことがあるんですよ。

○政府委員(犬丸直君) いま先生のおっしゃいました観点で、日本の伝統工芸、あるいは芸術家を育てるために、こういう制度を持ち込むということも、これは一つのお考えであらうと思ひます。

ただ、現在の国の公共の建物に芸術性を導入するという問題につきましては、その将来の実効性を考えましても、私も文化庁ではもちろんその精神には賛成でございますけれども、具体的な問題を考えまして、やはり管理局で実際に建物の建設の仕事をしておるところで担当していただくのがいいんじゃないかというところで、管理局の方にお願ひして、私も側面から御返事を申し上げていられる態勢でございまして、先生のおっしゃいました御趣旨に、文化庁といたしましては賛成しまして、協力しておる次第でございます。○有田一壽君 じゃ、よろしくお願ひをいたします。

次に、ちよつと問題を交えさせていただきますが、四十人学級のことについてお尋ねをいたします。四十五人から四十人学級にするということは、もう既定のことのように自由民主党でも、あるいは衆議院でもそういうことで、文部省もそのつもりになっていらっしゃるようでございます。それに水をかけるようなことになって多少恐縮ですけれども、決してそれが悪いと、望まないという意味ではなくて、同じそこまで持つていくなら、貴重な金を使うことから、慎重な御判断で、すべてを承知した上でそれに進んでいかれる方がいいんではないかという意味でお聞きするわけですね。学校の環境整備上、いろんな計数があります。一、学級の定数を何人にするかというのと、一つの学校に配置する教員数、それから生徒一人当たり何人の教員数というふうな、たしか三つぐらい物差しがあったと思います。その物差しが計数で表示されたものが、アメリカ、フランス、イタリア、ドイツ等先進国についてあったと思います。お手持ちであれば聞かしていただきたいし、お手持ちでなければよろしいですが。

○政府委員(諸澤正道君) 一学級当たりの児童、生徒数というのが、一般的にこれまで言われておりますが、それで言いますと、初等教育段階では、日本は小学校になります。三十三人ですね。イギリスが二十八・八と言いますから約二十九、フランスが二十二・八です。約二十三というふうに見られます。それから、前期中等教育で言いますと、日本が三十六・八です。約三十七、それからイギリスが二十二・三です。約二十二ぐらいですね。それから、フランスが二十五・六、約二十六弱というふうな数字になります。

それから、教員の一人当たり児童、生徒数はどのくらいになるかという調査ですが、これもちよつと古くなりますけれども、五十一年の調査で、日本が小学校が二十六、アメリカが二十二、イギリスが二十五、フランスが二十三。それから、前期中等教育になりますと、日本が二十一、アメリカが十九、イギリスが十八、フランスが十六、ち

よつと丸くした数字になりますが、大体そんなような数字でございいます。

それから、もう一つの指標のとり方は、一学級当たりの教員数ですね、これが小学校で言いますと、日本が一・二七に対してイギリスが一・一六、それからフランスが一・〇〇、西独が一・一〇。それから中学校は、日本が一・七八に対して、イギリスが一・三〇、フランスが一・五八、西独が一・四六ということでございます。この係数でおわりのように、一学級当たりの教員配当率から言くと、日本はヨーロッパの諸国より確かにいわけですね。しかしながら、一学級を構成する児童、生徒数の上限が、向こうの国よりも、向こうは大抵四十人ぐらいであれば、日本は四十五ですから、その分だけよいになります。いまの教員一人当たりとか、一学級当たりの児童、生徒数の構成ということになると、条件はヨーロッパの国の方がいいというふうなのが現状でございます。

○有田一壽君 要は、そういう三つの物差しでクラスの数が四十五ということだけをいけば、日本よりも他国の方がいいところがあるわけですが、けれども、他の二つの物差しを加えて総合平均値を求めれば、私は日本は最高水準をいっていると思ふんです。これは物的な数だけの話でございますが、ほほいい線まで私はいっている。もちろん、数は少ない方がいいという常識論から言えれば、予算の許す範囲内で、学級定数は少なくした方がいいと思ひますが、また、一面から言くと、クラスの定数をずっと減していけば、極端に言えば、二十五人、三十人に持っていけば、教育効果が上がるのかということですが、それについてはどういうふうに御判断ですか。

○政府委員(諸澤正道君) この点も一体それじゃ学級規模をどのくらいに抑えたら最も効果的かというふうな、いわば科学的な研究成果というふうなものは、日本はもちろん、外国にもちよつとないですね。ただ、教育学者などが実際の教育現場について、同じような条件で四十人学級と五十人

学級を同じ先生に担任させた場合に、四十人の方がいゝんな面でも効果的だというふうな資料はあるわけでございます。そこでそういうことを前提にして、今度の四十人学級を考えた場合に、私は日本の場合ですね、明治の初めの尋常小学校の一学級というのは、制度で見ますと八十人なんです。八十人でも、言ってみれば、明治時代の四十年近くを通じて、小学校の普及率は物すごく高くなつて、国民全体の教育レベルが非常に上がったという意味では、相当の多人数でもある程度の効果は上がるんじゃないかという逆の証明もできると思ひます。思ひますけれども、しかし、今度私も考えましたのは、定数の問題だけではないに、およそわが国の初等・中等教育のこれから考えるべき課題は何だということを考えました場合に、一番最初に考えられるのは、例の学習指導要領の改定なんですけれども、学習指導要領の改定自体の考え方というものが、従来の、言ってみれば、教育内容を多様に、多量に編成して、一方に子供につき込むのではなくて、内容を精選して、子供が主体的にこれを自分のものとして取り込むという、そういうやり方は、ある意味では画一的な教育を排して、いわば一人一人の子供の能力や個性を尊重してできるだけそれを伸ばすという思想だと思ふんです。そういう学習指導要領にに対応して、いまの学級編制の問題を考えた場合に、やはり、もう少し一学級の子供の数を減らすことによって、子供一人一人に先生の目をできるだけ届かせる、そのことによっておよそ一学級四十五人というのではなくて、一学級を構成する一人一人の子供にできるだけ個別に目が届くような方向に教育を持っていきたい。そういう意味での効果をねらっておるというふうに考えていただくのがよろしいんじゃないかと思ひます。

すので、これ以上私も理由は申しませんが、ただ、人数は少ない方がいいのだ、少なくともればみんな子供はよくなるのだということにだんだん世間の目が向いておるような気がいたします。そのうではない、やはり、どこまでも教育は教師に始まり、教師に終わるというように教師の質というものが高められなければ、それは血税のむだ遣いに終わりはしないかという心配をする余り、そういうことを申し上げたわけでございまして、もうすでに既定路線のようになっておりますから後は教師の問題に返ってくるのではないかとことを思ひます。

昔、これも私いつかの機会に申し上げたような記憶がありますが、外国で、ギリシャで教員という言葉をありました。教えるしもべ、ペダゴグと言つて、これは奴隷ですけれども、奴隷といつても、他国を征服した場合には、その教師だとか、インテリも奴隷になるわけですから、そういう気のきいた者に自分のところの子供に知識を教えさせるということが行われた。これは教員であつて、これはいわば労働者なんです。ところが西洋の教育の源流は私はそういうところにあつたと思ふんです。ただ、幾らか救われたのはキリスト教で救われたと思ひますけれども、東洋の場合、特に日本の場合にはそうではない。天智天皇のときに学校というものが始まつたと言われておりますが、それ以来貴族の学校にしても、武家学校、あるいは寺小屋にしても、教育史をずっと見てみると、やはり教育、教師というものは知識を切り売りするものではない。たとえば、寺小屋で読み書き、そろばんは教えるが、同時に人格的な形成に役立つような、言いかえれば教師というものはペダゴグではないんだ、知識だけを教えさせる労働者ではないんだということ、したがつて、教師に対する尊敬の念、信頼の念というものがある。日本の学校にはあつた。なかつたというケースは一つもない。私は理解しております。が、明治以後も私は同様であつたと思ふんです。入つてきたのは西洋の教育思潮が入り、学校制度

が入ってきた。けれども、日本の実情に合うようにこれを合わせよう、合わせようとしたように思うわけですね。だから、したがって、大学でもヨーロッパの伝統を引いた大学制度を入れながら、結局実業教育にしても、フランス等は実業教育を余りやらない、言いかえれば職人仕事だという觀念が抜けない、イギリスも同様ですけれども、日本の場合はそこで勇敢に実業教育振興令というものを出して、これに取り込んできた。それが今日の日本の発展を促したと思いますが、そういう実業教育のみならず、教師像というものについても、東洋的な、日本的な私は教師に対する信頼、尊敬の念というものはずっときた、終戦まであった。それは軍国主義とか、封建的とかいうことと、結果的にはオーバーラップしたこともありましようけれども、必ずしもそうではない、決して教員ではないんだということであつたと思ひますが、しかし教職員組合ができて、われわれは教育労働者であるということを宣言をする、そして今日ストライキも行うわけでございますが、私はこれをきわめて残念と思ひるので、要するに教師に返ると言つた場合、いろいろ問題はあつたと思ひますが、仮にストライキ一つとてみても、子供の学習権を侵害する、そして自分たちの人権は憲法で保障されたものを守るんだというような発想がある。だから、父兄あるいはそれを含む社会全般の期待と、尊敬と、信頼に値するような教育者でない場合に、教育効果が行われにくいのではないかと。家庭に帰つたときに、何だあの先生はなというやうなことを言われたら、子供のやはり受ける影響というものは悪い方に影響を受けていくやうな気がします。要するに日本で言う教師、教育者というものの対する尊敬の念というものは、これはどうしてもやっぱり維持していききたいものだ、それができないと教育は行われないうやうなことを強く感じますので、それについて、私は政策要求ストはいけないというのを先般の本会議のときにも申し上げましたが、人権法によつて二割五分ぐらいの一般公務員よりむしろ高い給与が

保障された、そうすると、賃金要求がほぼ満たされてくれば次は政策要求になりますけれども、政策要求ということになればこれはもう限りなく出てくる。その四十人学級というものは、これはストを構えて横枝さんがやられたわけですよ。内藤文相のときに持ち出されたわけですよ。その内容は大変つばですよ。いま諸澤局長おっしゃつたやうに、四十五人より四十人がいいと、それからその他養護教諭をふやすということ、今度の予算でこれはふえていくと思ひますが、六百八人ぐらゐ。それもいいです。いいけれども、その方法が、子供をストライキに、結果的には巻き込まなかつた、がしかし、巻き込むやうなことでかち取つていくという、目的のためには手段を選ばないというこの考え方はまことに私は残念だと思ひます。これについてどういうやうに大臣はお考えでしょう。

○国務大臣(谷垣專一) 有田先生が申しておられるやうに、結局教育の一番大切なものは教師そのものであらうと思ひます。それは、教師そのものに適切な人を求めるということ、これが非常に大きな、また教育問題に關します非常に基本的な問題であると思ひます。けさほど私申しましたやうに、教育の基本は結局人にあるし、人をりつぱに育てていくというところに教育の原点があるというところで思ひます。それを育てていく教師そのものが問題である、こういうふうな考えるわけでございます。先ほどストライキ等の問題等々のお話がございますけれども、とにかく教師に適切な人を求めるということ、そしてそれはいろいろ問題はあらうと思ひます。しかし、ことに義務教育の段階におきましては、英語の先生もおられるでしようし、国語の先生もおられるわけですが、それと、そういう問題のもう一つ根底に教師全体としての人間の問題が当然これはあるわけだと思ひます。そういうものを、前からも問題でありましたでしようし、いわば教育におきます初めから、また尽きることのない永久の課題と言つてもいいかもしれませんが、やはりそこに教育の本當の問

題点が私はあると、こういうふうな思ひます。今度の四十人学級の問題につきましても先ほどいろいろお話がございました。これは先ほど局長の方からもお答えをしておる中にありますけれども、やはり生徒、児童とそれから教師との接点の密接度合いと申しますか、そういうところにこの四十人学級の重要な私は問題点があつて、そのために四十五人より四十人の方がよろしいと見ておるということだと思ひます。数が少なくなればなるほどいいという量的な問題ではないのであつて、量的な問題も含めて児童、生徒と先生との接点の濃度の問題、そういうところに私は問題がある。そうなりますと、単にその制度だけでなく、適切な先生が欲しい、優秀な先生が欲しい、よけいに緊切になつてくる、こういうふうな私たちは思つておるわけでありま。

○有田一壽君 入学試験の問題について引き続きお尋ねしますが、入試が激化する、まあ現実に激化しておるわけですが、これは日本が学歴社会であるからだということを言ひますが、どういうところから入試激化になつたというふうな御判断になつていらつしやいまいしょうか伺ひます。

○国務大臣(谷垣專一) 結局、学校というものを、世の中に出て行つて不利益である、端的に言ひます。そういう空氣が非常に強くなつてきておる。そのためにこういう状況になつておるのではないかと。もつと端的にほかの方から言へば、学校教育を受けたという、あるいは大学教育を受けたという、そういう希望を持つ諸君と、それに受け答へするだけのものが、単に需給が不均衡だというだけではない、もつと根底にいまの、言つてみますと一種の学問に対する熱情というだけで判定のできない、若干、世の中に出ての利己的な、学校教育を受けた方がよろしいという、そういうものが根底になつて、非常に入学試験その他が激化しておる、こういうふうな考える面があるわけでありまして、その点を何とか是正する方法がないものかと、こういうふうな考えるわけでありま。

○有田一壽君 私は、その是正する方法というのは、よほど広範に考えないとむづかしいんやうに思ひますが、一つはドイツなどのやうに、マイスターというやうな制度があるわけではなく、この学校を出ておやじの職業を継ぐのだというためにその学校に入つていくというやうな場合は、日本は医科歯科系の場合はよく見られますけれども、それ以外はわりと少ないやうに思ひます。これは日本が、これは私の判断ですが、一番開かれてゐる。階層間の移動が学校によつてなされる、いままでは大工さんの子供であつても、今度こうすればおれは役人のやうなやうになれるんだという、この階層移動が非常に容易であるということが、学校志向につながつてゐると思ひます。それからいま御指摘になられましたやうに、安全地帯に送り込んでおきたい、言いかえれば大学を出しておけばというのが親の気持ちであらうと思ひます。それとも一つは、これだけ昔から教育熱心な日本ですから、これを六・三・三という単線型をアメリカが持ち込んだ。そしてこれを日本が採用して、そして針の穴に糸を通すやうに、もうみんなこの単線型の六・三・三制に向かつて、最後は大学に行かなくやめた。そうすると、これだけ大学が量的に拡大してきますと、ただ金使つて行つただけでは、どうにも自分が目的とする、いわゆる安全地帯に入ることにならな。だから有名校志向ということになつたから、非常に國・公立を問はず、私立を問はず、有名校に集中するやうになつていったということだと思ひます。幾つかの要素がある。だから六・三・三制の問題も私は真剣に考えなかならない。

それから、もう一つだけ申し上げておかなきゃいけないんですが、これは能力に応じてひとしく教育を受けることができるやうなことをお望みしてください。でも、ひとしくということとはみんな意識しませうけれども、能力に応じてということをお忘れ。だから、早く言へばみんな平等なんだと。ところが人権というか、人間のとうときはもちろん平等ですけれども、個人個人の能力は平等なのか

といへば、さあここで差があると言へば、おまえは何を言うといつて、この席でも以前言われたことがありまうけれども、それは私はそうだと思ひ込んでおりますから、そして遺伝によつて人間の能力というものはある程度決まるということを示します。ある学者は八〇％と言います。少ない方では六〇％と言います。どれが正しいかは別として、いすれにしても、やっぱり言いにくいことですが、サラブレットで競馬させずに、ロバで競馬させたら、それはサラブレットと走らせたら百回やらしても全部負けると思ふんです。しかし、荷物をかついで遠いところへ行かしたら、サラブレットより耐久力があるだろうと思ふんです。だから、人間の持ち場持ち場、適正というものを全部無視して、そして全部大学に送り込めばいいんだ、塾にやつてやれば全部能力は花開くんだという、これは余り私はPRし過ぎていると思ふんです。PRが行き過ぎ過ぎている。お母さん方も全部もう無理してでも、ここに入らせなすれば、それが結局挫折感になつて、能力のない者も同じところに向かうとするわけですから、自殺したり、そういううっせきした心境になつて、人生を失うということになつてゐる。だから、それは自分の向いた方に行くという、適正指導ということが、口で言うはやすく、実際にはなかなか行われにくい。教師がそう考へても、お母さんの方が納得しない。それがいまの私は混乱した入試激化の姿になつておるように思ふわけです。したがつて、この問題を高校の問題につないで質問をさしていただきますが、高校はまず全入、無償、それから義務化という方に向かうだろうと思ひます。現在九十数％、昭和六十年になれば九六・何％、県によつては九八・数％というような進歩率になつてきますから、もうほとんど全入ですが、そこで以前私がこれも申し上げたことをいま繰り返して最後ですから申し上げておるわけですが、高校は学年制を固執せずに、単位制に切りかえられて、そして単位を完全に履修して、かつ修得した者は普通卒業、単位が二単位でも残った者は特別卒業

ということ、これは職についた後でもまたそれだけを二カ月一回なり、三カ月一回の追試をして、合格すれば普通卒業に切りかえていけばいい。言いかえれば、学年制であれば落第、留年ということになりまうから、なかなか不名誉だということ、父兄の大変な反対も起りまうでしょうけれども、単位制に切りかえていかなきゃならぬんじゃないでしょうか。全入を目指す限りは、もうちょっと責任のある教育をしなきゃならぬ。そうならば、当然そこで何らかの手法が導入されなければ、全部入るよ、全部出すよということ、卒業証書を持たして全部出してしまふということ、はちよつと私はいかかものかという感じがするわけ、それは同時に六・三・三の単線型の問題とも絡み合つてくるわけですが、もっとも、複線化していく、もっと職業高校を充実していく、そして誇りを持たせるといふふうにもっと力を入れていかないと、いまのこの混乱した入試のますます激化する状況はよくならないんじゃないか。これは諸澤局長はよく御存じですわ、以前この問題議論したことがございますから。いまだういふふうに文部省としてはお考えかお聞かせ願ひたい。

○政府委員(諸澤正道君) 大変むずかしい問題なんですけれども、率直に私考を述べていることを申し上げたいと思ひます。

全入というまづその門口の議論ですけれども、おっしゃる意味は、恐らく高校へ入りたいという者は全入という意味だろうと思ひます。それにしても、現在すでに九四％入つておつて、率直に言つて、私いろいろ実態を見たり聞いたりしますと、確かに希望はするんだけれども、高等学校へ入る希望というものが、本人の希望なのか、親の希望なのか、これはせつかく高等学校へ入るといふ社会の恩恵に十分自覚を失つて、入つておつても、要するに高等学校に入つて三年間座つていれば卒業できるんだといふこと、いふくじや、これは幾ら全入とか、機会均等とかいつても私は意味ないんじゃないか。そこが一つあると思ふん

ですね。

それで、その次に、先生おっしゃるように、単位制にするという趣旨は、いやしくも高等学校で勉強した者は、単に履修したといふんでなくて、内容を修得しなきゃいけませんよ、この思想ですね。これも私はそのとおりだと思ふんですね。だから、アメリカなんかのハイスクールというのは、入つてから出るまでにドロップアウトするものが三〇％ぐらいいるといふので、これが教育の正當な姿かどうかかわからないけれども、やはりある程度の厳しさがなきゃいかぬ。その場合に日本は学年制にしているから、二年から三年に行くところ、必要な単位をとつてなきゃもう一回足踏みだ、こういうことになつちゃうのはどうかという議論なんですけれども、これも私はいろいろ聞いてみると、必ずしもそうばかりも言えない。仮に三年に進級させておいて、残つた分を三年の前期でもう一回テストさせるというふうな方法もあろうかと思ふんですね。

じゃ、なぜその単位制一本に切りかえないかといふことなんです、このところはやっぱりいまの高等学校年齢相当の青年を考えた場合に、まるで大学と同じように、とにかく所定の単位だけを積み上げていけばいいんだというのが高等学校教育として適当かどうか。やっぱりある程度の学級編制、学年編制を経て、その中で適切に単位制をとりながら進ませる。三年間で高等学校の課程を終了するのがたてまえですよという方が私は教育の制度としては妥当ではないか。しかし、その中でいまおっしゃるように、履修と修得の問題は非常にこれは日本じゃ大きな問題だと思ひますから、それはもう少し考へて、少なくともいまのような形式的な履修だけでどんだん卒業させるということは、これは十分考へてほしいといふことを、私はよく高等学校の先生の集まりのときには言つてゐるわけなんですけれども、そのためにはやっぱり今度はもう一つ教育の指導面で、ややもすれば従来のやり方の一つの大きな問題は、だれでも、数学でも英語でもむずかしい内容を八単位

も十単位もみんな共通必修で覚えさせなきゃ、勉強しなきゃいかぬといふ、あの共通必修の過度な要求といふのはやめなきゃいかぬといふのが今度のねらいで、それを半分くらいにしたらわけですね。それからその同じ共通必修の履修の仕方でも、だれも一単位は、年間三十五週一単位一時間というのじゃなくて、必要に応じてその時間をもつと延長されたりするやうなそういう配慮、それがもつと延長されればいまの習熟度別学級編制といふやうなことで、これはいまの平等主義から言つて非常に差別じゃないかという意見もありますけれども、最近はやはりそういうことに対する反応といふのは、高等学校の現場から聞きましてもやはり実際必要なものはやるんだと。それは差別だとかいふやうなたてまえ論だけじゃいけませんよといふ話を私は聞きますから、本当にそういうふうになんだん変わつてくるんじゃないかなといふふうに向かうわけ、そういうことを総合しながら考えますと、私のいまの考えは、やはり学年制を持ちながら、その中でできるだけ確実な内容の修得という方向に持つていくのがよろしいんじゃないかといふふうに思つてゐます。

○有田一壽君 それは結構でございます。私も少しつづ提案をしてゐるわけでありまして、いまの諸澤局長の御発言でよく意味はわかります。ただ、平均、平均といふことを言ひまさない子にも習熟度別あるいは進進見対策としてのクラス編制等今後逐次考へられていくでしようが、できる子供の方もやはり考へてやらないと、これがまた言う意味の塾に行くことでありまして、そのために私は在学は高等学校は三年間であるべきだ。仮に単位制に切りかえても三年間であるべきだ。ただし、単位の修得は二年ないし四年で修得したらいいんだと。できる子は二年でつたつて構わない。あとスポーツやろつと何やろつと、三年間いなきゃならない。それで、しかし、それなかつた者はもう一年アローアンスがありまうから、そこで追試を二、三回受けて単位を充足

すればいいではないか。それは職業についていようと、大学に入っておろと構わないよ。一応卒業はさせるんですから、普通卒業を——特別卒業の者もおりますけれども。そういうことで、おくれた者の対策もやるが、やはり進んだ者も足踏みをさせないようにするのが、これがいわゆる本当の平等ではないか。長い日本の将来を考えたときに、平均的平準だと、言いかえりや教育を福祉政策的に考えずに、それをやると同時に、進んだ者も私はやる必要がある。そうしないと、弱者ばかりがふえたら、いい意味の強者がいなければ、だれがこの文化を進展させ、経済を進展させ、国際的に伸びていくことができるかということを考えたときに、英才という言葉を使えばもう悪、エリートと言えどもこれは大変な攻撃を受けるという、全くびびったような状況ですけれども、これは先ほど申し上げるように、人間の能力には種類の差もありますし、それから能力のある者、ない者という差もございましょうから、それぞれに応じた教育を確保していくための教育制度というものを、その教育内容というものを、あらゆる観点からこれはやっぱり詰めていかなければいけません。そして六・三・三というものをこのままやる方がいいんだということであれば、それも一つの方法だと思ふんです。その中で複線化を考えていく。

それから、これをいつの時点か中教審の答申にあるように、変更するんだということであれば、これを二十年計画であつても、がっちり日程を組んで取り組んでいくべきであつて、それを考えるという人もあれば、変えないという人もある。これは迷うばかりですから、そこら辺については文部省の中に何かセクションができたようにお伺いしたことがありますが、現在どうなつておりますか。

○政府委員(諸澤正道君) 学校制度の問題は、いつかもお話したことがあつたかと思ふんですけれども、具体的日程に上げてはいるわけではないのでございます。ただそれじゃ四十六年の中教審の答

申を受けてどう対応しておるかと言へば、いま言ったような、制度にかかわり合いのある問題としては、幼小の連関であるとか、あるいは中高の一貫であるとかいうようなことを、制度改革という前にもう少しいまの教育内容、指導方法等について連関性を持たせる方がいんじゃないか、そういう研究をしてみようということ、初中局に、いまはやめましてけれども一セクションをつくって、そこが主として担当して幼稚園の情操教育、徳育から小学校の知育教育へ移るその移り変りのカリキュラムをどういうふうにかえていくか。あるいは中学校と高等学校の間に三年の区切りがあつて、教育内容に重複があつたり、あるいは断絶があつたりというその問題を、六年間の教育として考えた場合、どう教育課程を是正していくべきかというようなことを研究に着手しまして、これはいまも続けてやっております。その結果をごく一部のの人に、これは余り大げさにしませんが、また何かそれが非常に妙な影響があらたたりするおそれがありますから、ごく一部の限られた人なんですけれども、お配りしてまたいろいろ検討してもらふということ、言つてみれば遠い将来、またわれわれどういうふうな制度を考えていくかというようなことへの、いわば現時点における研究成果の積み重ねという形でいまやっております、こういう現状でございいます。

○有田一寿君 高等学校の問題はそれで結構です。

最後に、九月入学という問題でございいます。これも九月ないし十月入学が最善の方法なのか、あるいは現在の四月入学の方がいいのか、もちろん私もわかりませんが、それぞれ学者その他いろいろな意見がありまして、利害得失あるだろうと思ひます。ただ会計年度が日本の場合四月一三月であるというのが、以前九月入学であつたのが四月入学に変わった一つの大きな理由である、私は承知しておりますが、どういうことでしようか、あのとき私が本会議で申し上げて提案したのは、まあ先進国は全部秋の入学だと、日本だ

けがそうだと。そうでないわゆる日本以外で四月入学をとっているのはインドと、あのときはパキスタン、それとリヒテンシュタインですか、そういう国であつて、もう全部九月入学。そうすると、これだけ国際化してくると、その面から九月の方がいいんじゃないかということ、共通一次テストということから考えて、高校三年に割り込まないということから言えば、六月ごろ試験をなさるなりして、七月に——あのとき提案したのは、まあ春学期的に二十日でも三十日でもいいから、卒業した者はみんな老人ホームでも、あるいは身障者の施設でも、草むしりでも洗たくでもいから、男女それぞれ分かれて、そういう奉仕をすれば、自分たちが健康であるということだけで、もいかに幸せであるかということ、理屈を言うよりも身にしてみてもわかつてくれるのではないかと。そして、それから八月を休んで九月に入学するということはどうであらうというようなことで提案申し上げたわけですが、高等学校と中学校をいまのままにしておいた方がいいのか、あるいはそれも外国がやっておるやうに九月にした方がいいのかとか、いろいろ問題があるようですが、これについて現在はどういうふうな文部省はお考えでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 九月の入学の問題は、先生御指摘のやうに、国際交流の点あるいは共通入試の点等を考えますと、非常にメリットのある考え方であることは私どももそのように認めております。また大学人の中にも、特に国際交流の円滑というやうなことを考えた場合に、九月の新学期というものを採用してはどうかという考え方の者があることも事実でございいます。この点は共通一次試験の導入の際にも大変御議論のあつたことでございいますし、文部省は大学局でそれを受けとめまして、局の中に一応検討のためのいわばプロジェクトチームをつくりまして、問題点の整理等を行つてきているわけでありまして、現実的に施行規則の一部改正をいたしまして、特に必要がある場合には九月からの入学ができるやうな

措置は講じましたし、それに従つて国立、私立それぞれ若干ではございますが、九月から主として海外から入ってくる学生を受け入れるという措置をとっているところもございいます。ただ、全体として入学期のシステムを変えるということについては、先生もいま御指摘のやうに、高等学校以下のをどうするんだとか、あるいはわが国全体の社会の慣行、特に就職の問題等がございいますので、なかなか大学局の方から見た事情だけではいかねるところもございいますので、さらにわが方で整理をしました問題をもとにして、もう少し省内全体で議論を深めてまいりたいと思つてゐる段階でございいます。

○有田一寿君 終わります。

○山東昭子君 私は障害児教育について大臣並びに文部省の方に何点かお伺いしたいと思ひます。まず第一に、養護学校義務制実施の成果についてお伺いしたいと思ひます。

心身に障害を持つてゐるために、小・中学校の一般学級における教育では十分な教育効果を期待することが困難な子供に対しては、その心身の障害の状態、発達段階、特性等に応じてよりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会に参加する人間に育てるため、特別の教育の仕組みを用意する必要があると考へます。

ところで、昭和二十二年の学校教育法制定以来、長年の懸案でありました養護学校教育の義務制が昨年四月から実施されました。この制度は中身や実態では問題点はまだまだございいますが、長い間日の当たらなかつた子供たちに対し、思いやりと温かな教育をといった面で、アメリカ、イギリスに次いで世界で三番目に実現したことは、一応評価に値すると思ひます。ついでには、この養護学校義務制実施によつて、一体どのような成果が上がつたとお考えか。また、養護学校の数、就学児童、生徒数等は従前に比べてどのような実態になつてきているか、お教え願ひたいと思ひます。また、文部大臣は、今後の養護学校教育の振興

について、一体どのようなお考えをお持ちかお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(谷垣 昭一君) 昨年から養護教育の義務制を実施することになって、すでに充足しておるわけでございますが、これは長い間の懸案がこうして実施を見たわけでございまして、大変に意義のあることでございまして、学齢期に達しました児童、生徒に教育の機会を保障することが実現を見たわけであります、大きな意味が私はあると存じております。

こういう制度を実施いたしましたから一年たったわけでございまして、いろんな考えなきやならぬ問題も起きてきておるわけでございまして、いたしますが、将来ともにこの養護教育の義務制を実施いたしました初心を貫いてまいりたい、かように考えておるわけであります。

すぐにその効果がどう出るかということにつきましては、これはいろいろな見方があるかと思ひます。要するに、義務教育をとにかく義務教育のところまで持っていくということ自体、多くの心身障害者を持つておられる家庭に非常に大きな期待を持たせておることは事実でございまして、そのこと自体が非常に大きな意味を持つておるというふうに考えております。

具体的な数字その他につきましては局長からお答えをさせていただきますと思ひます。

○政府委員(諸澤正道君) 昭和四十七年度は、その予備政令を出したときは、養護学校の数は概数二百六十だったんですね。それが五十四年度の年度当初義務制発足のときには約六百五十校になってますから、非常に数も関係都道府県の努力によって急速に増設してもらひまして、したがって、その就学児童、生徒の数も去年で五万六千なんです。それは対前年度で一万六千ぐらいふえてますから、これもその移行によって、従来特殊学級などに行つておつた子供さんも養護学校に来るというようなものもかなりあつて、子供の数も非常にふえてきた。

それからもう一つ大きな問題は、五十四年度ま

ではいわゆる就学猶予、免除として学籍を持ち得なかつた子供が約一万いたんですね。そのうち、本当に療養に専念しなきゃならぬような子供さんは引き続き猶予ないしは免除ですけれども、いわゆる訪問指導の対象になった子供さん、約七千訪問指導の対象にいたしましたから、そうした就学対象児の増加ということを含めて、非常にこれで日本の義務教育というものが制度的にも実質的にも一応全部整備された、こういうところにある大きな意味があるかと思ひます。

○山東昭子君 次に就学指導体制の整備についてお伺いしたいと存じます。

心身に障害を持つ子供たちが学齢期を迎えたとき、普通学校に入学するか、あるいは特殊教育諸学校に入学かというようになつて、親御さんは大変思い悩まれる例が多いと聞いております。これはもちろん障害を持つ子供の親として当然のことと思ひます。制度の上では子供の入学先を決定するのは教育委員会ということですが、昨年養護学校義務制を控えて、子供の就学先をめぐつて、教育委員会と保護者が対立するという例が少なからず見られたということは、まことに不幸なことであつたと思ひます。初めて会つたのにわずか二、三分編察をして、わが子の障害の状態を測定された、判定された、保護者が怒るのも無理がないような気がいたします。またその全盲児の保護者に対して、盲学校では盲児のために点字指導であるとか、あるいは感覚訓練、歩行訓練、将来社会自立できるための職業教育など、さまざまな配慮をした教育を行つてくれるので、本人の将来のために利益があるというように、保護者が納得できるような説明もせずに、ただ法例で定め

てあるから盲学校へ就学せよと申し渡すようなやり方は非常に問題があると思ひます。心身に障害を持つ子供の就学指導に当たつては、もちろんその子供の障害の状態を正確に判定するということが大切ですが、それと同時に、その障害に応じた特殊教育がその子にとってどうして必要か、その子にとってどういふ利益があるかということを保

護者に対して十分に説明し、納得を得られるような形で進めることが大切であると思ひわけでございします。そういう意味で、各市町村及び教育委員会の行う就学指導は非常に重要な意味を持つていふと思ひますが、この点文部省としては、各教育委員会における就学指導体制の整備について、どのような指導なり、施策を行っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(諸澤正道君) 就学指導とおっしゃるうちに、一人一人の子供さんを普通の学校へ行かせるべきか、あるいは養護学校へやるべきかという判断は、なかなか大変な仕事で、まず第一番にいま先生がおっしゃるうちに、余り短期間のうちにこれを決めるというのはやっぱりよくないわけで、これはできれば相当長い期間その子供さんを観察して、やっぱりこれは小学校無理だというような判断をするのが一番いいというのは専門家などの言うところですが、現在の学校体系で言うは言つてもそう長い観察期間はできませんけれども、昨年規則を直しまして、いまちょっと正確に覚えておられますけれども、身体検査の時期を前の年の十一月くらいにやるようにしたんですね。いままでは一月にもうやってますから、おっしゃるうちに子供を見て、それから指導するまでの時間的余裕がない。そこで十一月ごろ身体検査をやつて、その結果市町村教育委員会として、この子供さんはちょっと小学校は無理だという場合には、県の教育委員会へその調査の結果を送付すると。それで県の教育委員会がそれを見て、あるいは必要に応じて専門家の判断を仰いで養護学校入学を指定すると、こういう手続にするわけですが、そこでもう一つの問題は、そのような市町村ないしは県の教育委員会がその判断をする場合に、教育委員会だけでやるのではなくて、そこに市町村の段階で就学指導委員会というのを設けなさいという指導をしてきたわけで、これは現在県は全部、市町村の段階でも九十何%かみんな設置されるころまでできたわけですが、その就学指導委員会の構成は学校の先生、医者それから福祉

施設の職員というようなことになっておりますが、実際はそれに加えて、地域によつて心理学者を入れたり、あるいは教育専門の学者を入れたりというようなことで、その方たちの専門的なアドバイスを参考にして学校を決めると、あくまでもこれは制度上親の希望でこの学校へ行きたいと決めるのではなくて、もちろん親の希望は十分聞きながら、教育委員会が自分の責任ですという制度のたてまえになつてますから、それをより教育的にするために、やはりそういう就学指導委員会の充実ということを考えてわけで、今度の問題になりますのは、そういう就学指導委員会の委員さん個々人について、できるだけそういう指導面での経験と能力を伸ばしていただくという意味で、そういう指導員あるいはその就学指導員にさらに専門員というものをその下に設けるところもありませんで、そういう方たちの研修といひますかね、こういうこともできるだけやつてまいりたいということ、これは計画をしておるといふようなことで、全般的にいまの就学事務の適正化と円滑化を図つていこうと、こういうことでございします。

○山東昭子君 次に、重度障害児の教育対策についてお伺いしたいと思ひます。

養護学校の義務化に伴ひ、重度の障害児が養護学校や盲聾学校に就学するようになってきたというところは、大変意義深いことだと思つております。しかし、どうも私もいろいろ施設を歩いたりして感じることは、その形や制度ということではなしに、本当に重度の障害児の発達を真に促すような教育が必要であり、今後はその形あるいは数ということだけではなしに、教育の質が、中身が問われなければならぬ、そういうことになつてきたんではないかと思ひわけでございします。たとえば盲聾の二つの障害を持つ子供の場合には、言葉を教えるようにしても、先生の言葉は聞けないわけでありまして、また先生の口の形や、あるいは身ぶりも見ることができないわけでございます。したがって、どうしてもマン・ツー・マ

ンによる教育が必要でございます。そこで、これらの重度の障害を持つ子供たちの教育について、文部省はどのような対策を講じているのか。今後これら子供の教育について、一体どのように充実させようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○政府委員(諸澤正道君) 確かに重度障害あるいは重複障害の子供さんは、まあマン・ツー・マンに近いような指導でないと効果が上がりませんから、そういう意味でいまのこういう重度障害、重複障害の子供の学級編制は五人にしておられるわけですが、今度の十二年計画で三人にするというところで、できるだけ教育の目的が達成するようにしようというのが一つの改正でございます。それに加えて、やっぱり校内においても手足も十分に動かせない、言葉も通じないということとですと、どうしても介助を必要としますから、そういう介助のための職員というの、ことしの予算でまたさらに増員しまして、国庫補助の対象になるのも七百五十人というふうにいたしておられるわけでございます。それから、いまおっしゃった教育そのものをどういうふうにしてやるかということですが、これは私どもも実際学校へ行ってみて痛感するわけですが、要するに学校教育というものの考え方をよほど弾力的に考えないと、重度障害の子供さんの教育というのは、普通の子供さんの教育のように、各教科の知的内容を注入するなんでもんじゃないわけですから、養護学校では特に教科の内容として普通の学校にはない養護訓練という教育分野を設けておりますが、それによって、子供の障害に応じて手足の機能訓練であるとか、あるいは読声訓練であるとか、聴覚の訓練であるとか、そういうことをかなり重点的にやると、そういうことをやるためには、いろいろな独特の施設、設備を必要としますから、そういうものについて設備の補助をするというふうなことでございます。さらに、非常に重い子供さんについては先ほども申しましたように、学校へ来られないから自宅、あるいは病院に入っておるというふう

な子供については、こちらから出向いて行つて、いうところの訪問指導をやる、こういうふうなことで今後も対応してまいりたい。そういう障害児の教育というのは、結局はその担当する先生の問題になるわけで、これはなかなか本当にそれに対応できるという人は能力だけでなしに、やっぱり意欲も持っている方でないといけないわけですが、そういう意味での教員のあり方、養成の仕方としては、いわゆる四年制の学部で初めから特殊教育の免許を取らせるという方法だけでなしに、要するに普通の学校の先生の免許状を四年間大学に在籍して取って、普通の学校に入っておられる、勤務しておられるような先生が、やっぱり自分には特殊教育もやってみたいと、自分からそういう意欲を持つ人が特殊教育を担当するためにその勉強をする。そのためには国立大学にそういう現職の先生が一年間通って、その現職免許、普通の学校の免許にプラスして特殊教育学校の免許状を取れるコースとか、あるいは四年の上さらに一年の専攻科を設けるとか、こういうようなこともばつぱつ国立大学でお願いをしておるというふうなことで、このような教師の養成、現職教育と相まって、いまのような重度、重複障害者の教育の充実を図つていくというのがいまの考え方でございます。

○山東昭子君 やはりこうした障害児教育というものについては、やはりその形ではなくて、本当に最後には心だと思ひますので、やはりよき指導者、よき教師というものを育てていただくように、なお一層研修の機会であるとか、あるいはそうしたことに對してぜひとも力を入れていただきたいとお願ひをする次第でございます。

次に、普通学級の子供たちとの交流教育についてお伺いしたいと存じます。最近そうした心身障害児を持つ親御さんたちとお話をしておりますが、どうしても一般社会の理解というものが非常にない、そういうことを聞くわけでございませう。公園で遊んでも、自分たちとは違つた子供たちだから、やたらに飛ばしたり、なぐつたり、あるいは洋服をはがれたり、傷だらけになつて帰ってくるんですよというふうな話をお母様方から伺つたこともございます。やはり心身に障害がある子供たちでも、障害を持たない一般の人々と同じ地域社会で生活を営んでいくわけでございませう。そのためには一般社会の人々、あるいは子供たちの障害児に対する正しい理解と、温かい思いやりというものが当然要請されることとなりませう。したがって、義務教育段階から一般の子供たちと障害児が交流することは、障害児にとつては積極的に社会に参加する態度を育成するため、さらに一般の子供たちにとつても、仲間意識をはぐくみ、人間尊重の精神を涵養するという点からも、まことに有意義なことと考えるわけでございませう。たとえば、普通学級の子供たちにとつては、障害児との交流は一見異質と思われるものの喜びをもたらすわけですが、また、心身障害児の障害克服の意欲というものに触れて、自分の生活姿勢、あるいは学習の態度を正す場合もあると思ひます。また、友達の立場を理解する態度や、能力を育てることもあると思ひます。さらに、障害者に対してのみならず、幼い子あるいはお年寄りを含めて、自分たちの地域社会を構成している仲間に対して、思いやりの気持ちを育てることになると考えます。まあ来年は国際障害者年ということとございませうけれども、ただおさなりの同情、障害者に対する同情ということではなしに、本当に幼児のときからのそうした子供たちに対する、あるいは弱い立場の人たちに対する意識というものを植へつけるためにも、文部省としてもこうした観点から普通学級の子供たちと障害児との交流というものを、これは授業の一環として学校ぐるみで促進をすべきであると思ひます。大臣初め文部省の方のお考えを承りたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣重一君) 御指摘がございました。普通学級の子供たちと、それから養護学校の子供たち、普通の健全な子供たちがこういう心身に障害のある子供たちと同じように交流するということは、非常に望ましいことだと思ひます。これは現在もうすでにいろいろな諸施策をやっておるところでございますが、詳しくは局長からお話しいたしますけれども、やはり何と申しますか、一諸に任んでおるこの世の中でございませう。その間の子供のときからの交流、その間にお互いにそれが仲間であるという意識を持たせるようにすることは、やはりこの問題の一番根本の考え方として必要だと思つて指導しておるところでございますが、詳しくは局長からお答えをいたします。

○政府委員(諸澤正道君) 具体的には各県で養護学校あるいは盲学校等と隣接する小・中学校とを提携させまして、心身障害児理解推進校というふうなことで、その両校の間で、たとえば運動会であるとか、文化祭であるとか、学芸会であるとかいうような、あるいはその他の特別活動等の際に、障害のある子供さんとその普通の学校へ呼んで、友達になる機会をつくらせるというふうなことで、言つてみれば、いずれにしても将来社会に出れば普通の人間と一緒に生きていかなきゃならぬわけですから、そういう接触する機会を多く持たせるということ、現実には教育活動のプログラムの中で持たせるというのがねらいでございます。それからもう一つは、やっぱりそういうことをやるについては、どうしても普通学校の先生、あるいは子供というものが、そういう障害児に対して正しい理解を持つということが必要であるわけで、そういう意味で、これはそういう障害児を理解するためのパンフレットですね、これをたしか三十万部ぐらいつくつて、一般の学校なり、教育委員会へお送りして、それらの先生や子供に、障害児というのはこういう方なんだという理解を持ってもらつた上で、いま言つたような交流といひますか、そういうことが円滑にできるようになっていくというところで、これは現実には、確かにそれは言つても、やっぱり一人一人の人間の内心の問題というのはいろんな反応をし

すから口で言うほどうまく必ずしもいくというふうには私理解しておりませんが、やはり長い目でこういうことを考えて、だれもが障害を持っている人間に対しても、やっぱり人間として同じなんだという、そういう基本的な考え方を培っていくということは大事なことだと思いますので、こういう仕事をこれからも進めてまいりたいと、こういうふうに思っています。

○山東昭子君 次に、障害児の早期教育及び後期中等教育の拡充についてお伺いしたいと存じます。

最近は障害児というものも早期発見できるという
こと、いろんなその手だてがあるそうでござい
ますけれども、障害を持つ子供に対する教育とい
うものは、特に幼児段階においてできるだけ早期
に行うことが必要であり、その効果も大きいとい
うことを聞いております。ことに障害児を持つお
母様方は、その子供の教育について日夜いろいろ
と悩んでおられます。そこで、障害児の早期教育
及び後期中等教育の拡充について、やはり障害を
持つ子供たちはその障害の故に学習にも時間がか
かるわけでありまして、これらの子供たちが自立
しようとするれば、高等部程度の教育はぜひとも必
要だと思えますので、そうした角度から一体その
後期中等教育というもの、あるいは早期教育とい
うものをどういうふうにお考えになっているか、
あるいはまた今後どのような施策を講じようとし
ているのかをお伺いしたいと思えます。

○政府委員(諸澤正道君) 障害児の早期教育の問題は、障害の程度によっても違うわけでありますが、非常に障害の重い子供さんはやはり養護学校幼稚園の幼稚部と、それからそれほどでないお子さんは幼稚園で普通の園児と一緒にというのが基本的な考え方でありますけれども、確かに御指摘のように、障害によつては早期からその教育をすることによつて、大分障害の程度を軽くするということが可能だと聞いておるわけで、たとえば自閉症のお子さんなんかは普通の幼稚園へやつて、先生の教育のやり方にも非常に関係すると思うんです。

れども適切な教育をすることによって、次第に自閉症兒的な傾向がとれてくるというようなことも聞きますので、そうした早期教育というものを、幼稚園の教育も含めてもつと充実していきなさいということを考えておるわけですが、ただその場合やっぱり現実の問題なのは、幼稚園にしてみても、それから特に幼稚園の場合は、そうは言っても実際にどの幼稚園でもそういう障害のお子さんに対応できるような先生がいるかという点、これがないのですね。やっぱりそういう教育はしていませんから。そこでそういう先生の現職教育ななり、あるいは教育の内容、方法の研究というようなことをこれからもやってまいりたい。

それからもう一つ、後期中等教育の研究の課題でございますが、これはまあ一口に障害児の後期中等教育といってもいろいろあるわけですが、そ

の内容をしぼって養護学校等における後期中等教育ということになりますと、やっぱり一般には高等学校を卒業、高等部を出れば、社会的自立が保証されることが一番望ましいわけですけども、実際にはなかなかそこまでいくということとはむずかしいケースも多いわけですね。そこで、障害によつても、たとえば盲学校の場合のあんまとか、はりとか、マッサージとか、あるいは聾学校の理容師とか、美容師とか、これは比較的一般の職業業人に伍しても、十分社会的自立の可能な分野もありますけれども、養護学校のような場合は、やはりたとえばえみ精薄のお子さんですと、ある程度裁縫

の勉強をするとか、あるいはその他の手工業をやるとかにしても、なかなかそれだけで完全に社会的自立はできないということになりますと、後期中等教育の充実と一緒に、その後の実社会において、経済界なり、あるいはその他の労働担当の問題なり、あるいは医学界の問題なり、そういうものとの提携をしながら、そういう人等がどうしたら社会に何とか生きていけるように教育していくかかということを考えては、これは私は学校だけの問題として考えては、なかなか解決できない問題ではないかというふうに思っておりますんで、そ

ういう点も、端的に言いますと、労働省などに御相談したりしながら考えていくと、こういうことでございます。

○山東昭子君 とにかく、この障害児教育というものにつきましては、法令で、あるいは年齢でということと線引きをするのではなく、やはりその障害児の、いわゆる状態に応じた教育というものの、心のこもった、あるいは血の通った教育とい

うもの障害児教育というものを充実させるために、これからも大臣初め文部省の方々にお願いをいたしました。私の質問を終わらせていただきましたと思います。どうもありがとうございました。

○委員長(大島友治君) 本件に対する質疑は、本

日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十二分散会

二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学に対する大幡国庫助成等に関する請願
(第三六一号)(第三六二号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する諸願(第三六三号)

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第三七六号）（第三八一号）

一、私学に対する大幅国库助成等に関する請願
(第三八二号)

一、行き届いた教育の実現に関する諸願（第三八八号）

一、私学に対する大福国库助成等に關する請願
(第三九一号)(第三九八号)

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第四〇〇号)

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第四〇一号）

一、私学に対する大蔵国库助成等に関する請願
(第四〇二号)(第四三〇号)

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願(第四三七号)(第四三八号)

、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第四三九号)(第四四〇号)(第四四一号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
(第四四二号)

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第四五六号)(第四五七号)

一、私学に對する大蔵國庫助成等に關する請願
(第四七四号)(第四八四号)

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第四九六号）

一、司書教諭の良時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第五〇二号)

第三六一号 昭和五十五年二月一日受理

請願者 横浜市戸塚区川上町三一八 中田

亨外九千九百九十九名

第三六二号 同日五・五三二月一日受理

第三六二号 昭和十五年二月一日受理
松学に対する大幅国庫助成等に関する請願

龍鳳者 北海道登別市上登別四二千零餘
外九千九百九十九名

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三六三号 昭和五十五年二月一日受理

精願者 大阪府高槻市南庄所町八ノ二一

梶原徹外九百九十九名
峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七六号 昭和五十五年二月一日受理

請願者 京都府長岡京市開田四ノ二三ノ三

海老江明子外千四百四十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三八一号 昭和五十五年二月二日受理

行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 京都府向日市物集女町出口一六ノ

二五 山村英雄外千八百七十七名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三八二号 昭和五十五年二月二日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市鴨宮八四四小

林三郎外千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三八八号 昭和五十五年二月四日受理

行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 京都府宮津市蒲馬一二六ノ九あか

つき荘内 丸山和夫外五百八十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三九一号 昭和五十五年二月四日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区本郷三ノ四〇一ノ一

一 守屋文雄外千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九八号 昭和五十五年二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市緑区白山町三六五 佐野英

正外千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四〇〇号 昭和五十五年二月五日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願

請願者 鳥取市新品治町一〇二 米谷哲夫

紹介議員 広田 幸一君

学校図書館法を次のように改正し、我が国の学校

教育の充実発展を期せられたい。

一、司書教諭を即時発令すること。

学校図書館法第五条の定めによる司書教諭を

附則第二項を削除して発令するとともに、司書

教諭養成上の不備を改めること。

二、学校司書の制度を法制化すること。

学校司書を専門的な職として法制化すること

にも、教員職員として身分の確立を図ること。

理由

学校図書館は、重要な役割をもつて活動している

にもかかわらず、これを運営する人の面について

は極めて不十分な措置しかされていらない。また、

学校図書館法附則第二項の緩和規定は、いまだに

削除されないままになっている。生涯教育の重要

性が叫ばれ、情報化時代の教育の在り方が問われ、

また受験詰込教育の改革がただされていくが、そ

れを可能にするためにはその根幹となる学校図書

館の確立がなければならない。学校図書館の人的

体制を整えることは刻下の急務である。

第四〇一号 昭和五十五年二月五日受理

行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 京都市中京区聚楽廻松下町二 木

村栄次郎外七百七十一名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四〇二号 昭和五十五年二月五日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(十通)

請願者 北海道旭川市東二条二丁目 西村

亮二外千九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四三〇号 昭和五十五年二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市中区山下町一三二 森松高

外千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四三七号 昭和五十五年二月六日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する

請願

請願者 大阪府摂津市島飼西二ノ二七ノ一

二 松本久仁子外三百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第四三八号 昭和五十五年二月六日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する

請願

請願者 千葉県船橋市高根台三ノ二二ノ一九

二ノ五 古川健二外二百二十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第四三九号 昭和五十五年二月六日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願

請願者 大阪府天王寺区清水谷町大阪府立

清水谷高等学校内 矢内昭

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四四〇号 昭和五十五年二月六日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願

請願者 沖縄県島尻郡玉城村仲村渠七三〇

喜名盛勝

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四四一号 昭和五十五年二月六日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願

請願者 神戸市垂水区上高丸一ノ四ノ一神

戸市立垂水中学校内 尾城勲

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四四二号 昭和五十五年二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 北海道小樽市稲穂三ノ四ノ一七

東海林雅子外九百九十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五六号 昭和五十五年二月六日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願

請願者 埼玉県大宮市東大宮四ノ四七ノ一

四 安藤重夫

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四五七号 昭和五十五年二月六日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

関する請願

請願者 滋賀県八日市市今崎町四一四 村

田昌平

紹介議員 望月 邦夫君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第四七四号 昭和五十五年二月六日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 福岡県京都郡苅田町城南団地一三

三 越田龍治外七千名

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四八四号 昭和五十五年二月七日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 神奈川県大和市上和田一八四ノ三
塚本修二外九千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四九六号 昭和五十五年二月七日受理
行き届いた教育の実現に関する請願
請願者 京都市西京区上桂三ノ宮町五〇ノ
二 山田泰嗣外二千四百四十九名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第五〇二号 昭和五十五年二月七日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願
請願者 岐阜県可児郡可児町羽崎二二三
前田清文

紹介議員 藤井 丙午君
この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第五
一五号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
（第五一六号）

一、高等学校の新増設に対する国庫補助制度に
関する請願（第五二二号）

一、信州大学工学部建設工学科の設置に関する
請願（第五二三号）

一、義務教育諸学校教職員定数の改善に関する
請願（第五二四号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
（第五四八号）（第五五四号）

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第五
五五号）

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法
制化に関する請願（第五六六号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
（第五七四号）（第五七五号）

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法
制化に関する請願（第五七六号）（第五七七号）

一、義務教育諸学校教職員定数の改善に関する
請願（第五七八号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
（第六〇七号）

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に
関する請願（第六〇八号）

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
（第六一九号）（第六二九号）（第六五五号）

一、幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に
関する請願（第六五六号）

一、行き届いた教育の実現に関する請願（第六
五七号）

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法
制化に関する請願（第六七三号）

第五一五号 昭和五十五年二月八日受理
行き届いた教育の実現に関する請願
請願者 京都市南区西九条唐橋町二六 南
花子外千二十七名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第五一六号 昭和五十五年二月八日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 横浜市戸塚区深谷町六七ノ一一
小泉喜代美外九千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五二二号 昭和五十五年二月八日受理
高等学校の新増設に対する国庫補助制度に関する
請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 長野

県議会議長 金井秀雅
紹介議員 夏目 忠雄君
高等学校新増設のための国庫補助対象条件の大幅
な緩和措置を早急に講ずるよう強く要請する。

理由
学校教育は、次代を担う青少年の人間形成の基本
を成すものであり、その重要性からみて学校施設
の拡充整備は、地方公共団体にとつて最も重要な
課題の一つである。長野県における高等学校の施
設は、年々上昇する進学率に加え、今後の中学校
卒業者の増加により著しく不足を来し、新増設の
必要に迫られている。しかしながら、高等学校を
新増設する場合は、多額の経費を要し、現今の厳
しい地方財政のなかにあつてこれに対処すること
は、極めて困難な現状である。

第五二三号 昭和五十五年二月八日受理
信州大学工学部建設工学科の設置に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 長野
県議会議長 金井秀雅
紹介議員 夏目 忠雄君
信州大学工学部に建設工学科を設置されたい。

理由
信州大学は、長野県唯一の国立大学であり、これ
に対する県民の期待は大きく、本県としても従来
からその充実に関し、積極的に推進を図つてきた
ところである。信州大学では、現在工学部に建設
工学科を新設することを計画している。建設工学
科の分野は、建築に関する計画、構造、設備、環
境衛生等について教育、研究を行うものであり、
建設技術の質的向上及び幅広い建設系技術者の養
成を図ろうとするものである。このことは、地域
社会の開発推進に寄与するとともに時代の要請に
こたえるものであり、また、この方面の学問の場
を首都圏・中京圏の郊外的位置にある本県に得る
ことは、地方国立大学の充実の見地からも時宜に
適したものと考えられる。

第五二四号 昭和五十五年二月八日受理
義務教育諸学校教職員定数の改善に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 長野
県議会議長 金井秀雅
紹介議員 夏目 忠雄君
すべての児童・生徒に行き届いた教育を行い、教
育水準の維持向上を図るため、次の事項を早急に
実現されたい。

一、学級編制基準を一学級当たり四十人とするこ
と。

二、小規模校など指導上困難と認められる学校に
教員を増員すること。

三、養護教諭、寮母及び事務職員を増員するこ
と。

理由
教職員の定数については、国の年次計画により逐
次改善されてきているが、近年における学習指導
要領の改定、高等学校への進学率の上昇のなかに
あつて、時代の進展に即応した教育内容・方法の
改善をするためには、標準法の抜本的な改正が必
要である。

第五四八号 昭和五十五年二月八日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 北海道虻田郡喜茂別町大町 斉藤
澄雄外九千九百九十九名

紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五五四号 昭和五十五年二月九日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 横浜市旭区南本宿町六二 長谷川
信也外九千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五五五号 昭和五十五年二月九日受理
行き届いた教育の実現に関する請願
請願者 京都市上京区上ノ下立売御前通西
入上ル北町五七〇ノ一 大澤トヨ

第五五五号 昭和五十五年二月九日受理
行き届いた教育の実現に関する請願
請願者 京都市上京区上ノ下立売御前通西
入上ル北町五七〇ノ一 大澤トヨ

ミ外千七百七十八名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第五六六号 昭和五十五年二月九日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 高知市薊野一、四四四ノ九 高島

恒義

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第五七四号 昭和五十五年二月十二日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬二、一三八 太

田久二郎外三千五百八十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五七五号 昭和五十五年二月十二日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願(四通)

請願者 北海道旭川市八条通三三ノ左一〇

上出功外三千九百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五七六号 昭和五十五年二月十二日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 新潟市関屋下川原町二新潟高等学校

校内新潟県学校図書協議会内

小林昭平

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第五七七号 昭和五十五年二月十二日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 長野市上松三ノ一六ノ一一 柳田

吉一

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第五七八号 昭和五十五年二月十二日受理

義務教育諸学校教職員定数の改善に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会議員 金井秀雅

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第六〇七号 昭和五十五年二月十二日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願(三通)

請願者 岡山県勝田郡勝田町勝田一三三

野上貴一郎外五千八百九十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇八号 昭和五十五年二月十二日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一二ノ四〇一

宮川武夫外二百五十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第六一九号 昭和五十五年二月十三日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市手広一、七二七ノ

一 関義雄外三千六百六十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二九号 昭和五十五年二月十三日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願(六通)

請願者 北海道江別市上江別二六九 合浜

良子外五千九百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六五五号 昭和五十五年二月十四日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区和泉町六一二ノ二九

岡本明美外二千七百九十八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六五六号 昭和五十五年二月十四日受理

幼稚園教育振興のための予算大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府吹田市金田町二ノ四 足立

智子外二百三十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第六五七号 昭和五十五年二月十四日受理

行き届いた教育の実現に関する請願(二通)

請願者 京都府向日市寺戸町天狗塚一七向

日台一五ノ一〇一 清水俊一外三

千八百九十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第六七三号 昭和五十五年二月十四日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 福井県鯖江市北野町二ノ六ノ二四

宇野正

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

二月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学に対する大福国庫助成等に関する請願

(第六七八号)(第六九三号)(第七四一号)(第七五二号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等

に関する請願(第七五九号)

一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的

公費助成制度確立に関する請願(第七六三号)

一、私学に対する大福国庫助成等に関する請願

(第七六四号)(第七七四号)

一、大福私学助成に関する請願(第七九六号)

(第七九八号)

一、私学に対する大福国庫助成等に関する請願

(第八三一号)

一、教科書の有償化反対に関する請願(第八三

四号)

第六七八号 昭和五十五年二月十五日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市土屋一、三二一ノ

一 杉山信外四千七百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六九三号 昭和五十五年二月十六日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 横浜市旭区二俣川一ノ一 諏訪朝

次外四千九百九十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七四一号 昭和五十五年二月十九日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 北海道岩内郡岩内町万代二六ノ一

八 竹内善慈外五千三百七十七名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七五三号 昭和五十五年二月十九日受理

私学に対する大福国庫助成等に関する請願

請願者 北海道函館市田家町一七ノ三七

野村喜一外二万九千九百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七五九号 昭和五十五年二月十九日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願

請願者 大阪府高槻市天神町一ノ三ノ一八
大野滋男外九百九十九名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七六三号 昭和五十五年二月二十日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願

請願者 神戸市垂水区狩口台一ノ五ノ二〇
一 鈴木裕二外九百九十九名
紹介議員 有田 一寿君

私学に対する公費助成が真にその目的を達し、私立学校教育の振興が図れるよう、次のような措置を講ぜられたい。
一、学費を値上げしなくても済むように、私学の経常費に対して、早期に二分の一を補助すること。
二、私立大学における父母・学生の学費負担を軽減するため、授業料に対する直接補助を実現すること。
三、助成金配分方式を民主的に改善し、私立大学の自主性を尊重する公正で民主的な配分機関を確立すること。
四、私学の奨学金の貸与の拡大、額の引上げを図るなど奨学金制度の拡充・強化を図ること。
五、地方私立大学の文化的向上への貢献度及び独自の高等教育の普及等に対して、特別の助成を行うこと。
六、短期大学と四年制大学との助成算定基準の格差を改善すること。
七、国公立の格差を解消するために当面次の事項を緊急に行う財政措置を講ずること。
1 施設・設備の整備拡充を図ること。
2 教員一人当たりの学生・生徒数を国公立並みとするために必要な教員を増員すること。

八、次の事項を配慮して、国は県への高等学校における文教費補助の大幅増額を行うこと。
1 父母負担の軽減のための授業料等学費に対する直接助成を行うこと。
2 過疎地域私立学校への特別補助制度を拡充すること。

理由
戦後、国民の教育要求の急速な高まりにつれ、日本の教育の中で私学の果たす役割は、ますます重要になってきている。しかるに、私学における学生・教職員の生活、勉学、教育、研究条件は今日の高物価・インフレの影響を受け、かつてない深刻な危機の中に立たされている。このような事態に立ち至っている重要な原因は、高物価・インフレの下で国の助成金が極めて不十分であり、また、その助成政策の基本が教育・研究優先の原則に立っていないことにある。いまや私学の教育・研究は、極めて憂うべき状態におかれている。九州では、このような私学の現状を打開するために、各大学、短大の教職員組合等で協力して、九州私立大学国庫助成推進共闘会議を結成し、国民の教育権の保障と自主的・民主的な私学教育の実現を目指して、国及び地方自治体に対する公費助成運動に積極的に取り組んでいる。私学助成は、学費値上げを抑え、学費軽減に対して直接有効な補助となり、私学の教育・研究条件の充実・教職員の生活・労働条件の改善・向上に積極的に役立つものでなければならぬ。教育の機会均等の保障と、教育・研究発展のための条件整備は、本来国家がその責任を負うべき仕事である。今日の私学危機を打開し、真に私学が国民の期待にこたえるために、私学予算の大幅増額と民主的な私学助成制度の確立を強く望むものである。

第七六四号 昭和五十五年二月二十日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)

請願者 千葉市緑町一ノ一三ノ七千葉土建
会館内千葉県私立学校教職員組合
連合内 浅田横外二十六万七千八

百三十四名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。
第七七四号 昭和五十五年二月二十日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(四通)

請願者 神戸市長田区名倉町四ノ三ノ四三
中田忠外三千四百名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七九六号 昭和五十五年二月二十日受理
大幅私学助成に関する請願

請願者 新潟市笹口二ノ五ノ二私教連内新
潟県私学の公費助成をすすめる会
内 小島康裕外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君

当面する私学の諸困難を打開し、国民の期待にこたえる真に明るく豊かな私学の発展のために、次の事項の実現を図られたい。
一、私学の学費値上げを抑えるため、緊急の財源措置を行うとともに、父母負担の軽減と、国・公・私立間の格差縮小を図るため、授業料等学費に対する直接的な助成を行うこと。
二、私学の経常費に対する五十パーセント補助の速やかな実現のため、国庫補助の大幅増額を図ること。
三、私立高校以下に対する経常費助成の抜本的増額と、過疎の特別助成の大幅増額を図ること。
四、私学の奨学金の貸与の拡大、額の引上げを図るなど奨学金制度の拡充・強化を図ること。

理由
日本私学振興財団が設立されて以来、国の私学に対する助成額は、この数年の間に一定の発展を遂げたが、経常費助成の前進にもかかわらず、私学の授業料等の学費は、大学から幼稚園に至るまでの数年間、毎年のように大幅な値上げが続いてきた。かつて、三年ないし四年に一度の値上げであつたものが、現在では、物価、人事院勧告等へのスライド制、新入生のみでなく在校生を含めてのいつせいの値上げ、などの方式によつて、毎年、値上げをするところが増加してきている。こうした学費負担の重圧のため、私学の学生・生徒・児童の家庭生活には、極めて深刻な事態が生まれ、教育上憂慮すべき状態となつていく。政府は、私学に対する一般経常費補助の目標を、私学振興財団発足の年から五箇年計画によつて、五十パーセントに到達することと定めたが、既に十年を経過したにもかかわらず三十パーセント前後でしかない。これでは、私学の教育・研究条件を大幅に改善し、国・公立との格差を縮め、その豊かな発展を保障することは困難である。私立学校は、いまでもなく公教育の重要な一翼を担っている。私学の教育・研究条件の整備・拡充は、憲法・教育基本法に示されているように、当然、国がその責任を負うべきである。また、今日、国民的な大きな要求となつている私学の学費値上げを抑え、国・公立との格差の縮小を目指すことは、日本の教育の将来にとつても欠くことのできない課題である。

第七九八号 昭和五十五年二月二十日受理
大幅私学助成に関する請願

請願者 新潟県見附市田井町二、七三〇
小出笑子外四千四百五十五名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第八三一号 昭和五十五年二月二十一日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡益子町北中四五四栃
木県私学助成をすすめる会内 若
林直樹外三千八百十三名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

であつたものが、現在では、物価、人事院勧告等へのスライド制、新入生のみでなく在校生を含めてのいつせいの値上げ、などの方式によつて、毎年、値上げをするところが増加してきている。こうした学費負担の重圧のため、私学の学生・生徒・児童の家庭生活には、極めて深刻な事態が生まれ、教育上憂慮すべき状態となつていく。政府は、私学に対する一般経常費補助の目標を、私学振興財団発足の年から五箇年計画によつて、五十パーセントに到達することと定めたが、既に十年を経過したにもかかわらず三十パーセント前後でしかない。これでは、私学の教育・研究条件を大幅に改善し、国・公立との格差を縮め、その豊かな発展を保障することは困難である。私立学校は、いまでもなく公教育の重要な一翼を担っている。私学の教育・研究条件の整備・拡充は、憲法・教育基本法に示されているように、当然、国がその責任を負うべきである。また、今日、国民的な大きな要求となつている私学の学費値上げを抑え、国・公立との格差の縮小を目指すことは、日本の教育の将来にとつても欠くことのできない課題である。

第八三四号 昭和五十五年二月二十一日受理
教科書の有償化反対に関する請願
請願者 東京都板橋区清水町九ノ七 荒木省三外百五十七名

紹介議員 内藤 功君
教科書の有償化は行わないようにされたい。

理由
政府は、「財政再建」を理由に、国民生活に密接な関係をもつ諸制度のレベルダウンや切捨てなど、すべて国民生活に不利益を及ぼすことで切り抜けようとしているが、これは国民生活を破局に導くのみならず、財政再建を進めるものでもない。なぜなら、財政破たんの原因である大企業本位の財政政策や、年々増大する軍事費の問題になんら適切な行政指導を行っていないからである。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願(第八六五号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第八六六号)(第八六七号)
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第八六九号)
一、大幅私学助成に関する請願(第八七〇号)
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第八七六号)(第八七七号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第八八九号)
一、義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願(第八九〇号)
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第八九一号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第八九五号)
一、大幅私学助成に関する請願(第八九六号)
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第八九七号)(第八九八号)(第八九〇七号)(第九〇八号)(第九三六号)(第九三七号)

一、大幅私学助成に関する請願(第九三八号)
一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願(第九四八号)
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第九五四号)(第九六四号)(第九六九号)
一、教科書の有償化反対に関する請願(第一〇五号)

一、義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する請願(第一〇二七号)
一、学級編制基準の改善等に関する請願(第一〇二八号)
一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第一〇三〇号)(第一〇八〇号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇八一号)

一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一〇八九号)(第一〇九〇号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第一〇九四号)

第八六五号 昭和五十五年二月二十二日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成制度確立に関する請願(二通)
請願者 福岡市中央区今泉一ノ二二ノ一〇九州私立大学国庫助成推進会議内
高山妙子外千九百八十七名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第七六三号と同じである。

第八六六号 昭和五十五年二月二十二日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市由比ガ浜三ノ六ノ一九 塚本道代外六千九百四十九名
紹介議員 粕谷 照美君
子どもが学校で毎日、十分行き届いた教育を受けることができるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、学級規模縮小の第五次教職員定数法制定を六箇年計画により実現を図ること。
二、養護教諭・学校事務職員の複数配置と、学校栄養職員を全校に配置すること。
三、学校の施設設備費の助成を大幅に増やし教育費父母負担の軽減を図ること。
四、中学校の技術家庭科と高等学校の家庭科の全領域を男女共学とすること。

第八六七号 昭和五十五年二月二十二日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)
請願者 大分市明野中町N二二ノ一三
田中政夫外一万六千六百名
紹介議員 有田 一寿君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第八六九号 昭和五十五年二月二十二日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 大阪府都島区都島北通一ノ一六ノ二一 佐々木朋子外五千四百三十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八七〇号 昭和五十五年二月二十二日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県新井市除戸一〇一 峯村栄蔵外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第八七六号 昭和五十五年二月二十二日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島県竹原市竹原町四、四六八
出島秀人一万九千九百九十九名
紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(十九通)
請願者 名古屋市中村区東宿町二ノ九〇
伊神美代子外五万八千二百三十三名
紹介議員 藤川 一秋君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八八九号 昭和五十五年二月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)
請願者 神戸東灘区御影塚町四ノ七ノ一〇
堀江鶴子外三千一名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第八九〇号 昭和五十五年二月二十三日受理
義務教育諸学校の新増設に対する国庫負担等に関する請願
請願者 大阪府豊中市大島町一ノ八ノ五
山中武雄外一万九百名
紹介議員 田代富士男君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八九一号 昭和五十五年二月二十三日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 岡山市津島西坂三ノ一四ノ七 福島賢三外二万名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八九五号 昭和五十五年二月二十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀野市岩戸五ノ四ノ一
〇 牧野和子外四千九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第八九六号 昭和五十五年二月二十三日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟市関屋浜松町九六 宮永彰外

九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第八九七号 昭和五十五年二月二十三日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 静岡県焼津市堀ヶ島一〇〇 天野
栄一外九百九十九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九〇一号 昭和五十五年二月二十三日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島県安芸郡坂町水尻八、四二四
水尻俊正外九百九十九名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九〇七号 昭和五十五年二月二十五日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(三通)
請願者 熊本市二本木四ノ一九ノ三 佐藤
幸子外四千四百十三名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九〇八号 昭和五十五年二月二十五日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(三通)
請願者 愛知県海部郡佐織町勝幡下市場
二、四三六ノ三 伊藤博己外八千
九百九十九名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九三六号 昭和五十五年二月二十五日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二十
通)
請願者 名古屋市緑区嶋海町一色三〇 県住
五ノ四〇七 中川吉隆外六万四千
六十三名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九三七号 昭和五十五年二月二十五日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 大阪府八尾市小坂合町一ノ三ノ二
五 中川武外三千九百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九三八号 昭和五十五年二月二十五日受理
大幅私学助成に関する請願
請願者 新潟県新井市雪森一一一ノ一 松
木秀雄外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第九四八号 昭和五十五年二月二十五日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する
請願
請願者 大阪府高槻市淀の原町六九ノ三
藤田則夫外九百九十九名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九五四号 昭和五十五年二月二十六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(五通)
請願者 大阪府南区谷町七ノ二新谷町第二
ビル内 松田良介外四千六百五十
四名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九六四号 昭和五十五年二月二十六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 札幌市豊平区月寒二条九ノ八ノ二
ノ四〇六 糸田登外三千名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九六九号 昭和五十五年二月二十六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 熊本県八代郡東陽村南三、〇三七
田中くるみ外二千名
紹介議員 細川 護照君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇〇五号 昭和五十五年二月二十七日受理
教科書の有償化反対に関する請願
請願者 東京都板橋区東坂下二ノ一六ノ八
松島光男外五百五十六名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第一〇二七号 昭和五十五年二月二十七日受理
義務教育諸学校建設事業の全額国庫負担等に関する
請願
請願者 大阪府高槻市富田町五ノ二〇ノ三
〇 井上達雄外九百九十九名
紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一〇二八号 昭和五十五年二月二十七日受理
学級編制基準の改善等に関する請願(六通)
請願者 福岡県粕屋郡粕屋町仲原川原一、
五〇七ノ四 江頭信子外五千九百
八十名
紹介議員 安永 英雄君
すべての子どもに行き届いた教育を保障するた
め、また、教職員の労働条件改善のため、次の事
項の実現を図りたい。

一、学級規模縮小の第五次教職員定数法制定と五
箇年計画による実現を図ること。
二、学校養護教員・学校事務職員・栄養職員を全
校に配置すること。
三、学校の施設設備の助成を大幅に増やし教育費
父母負担の軽減を図ること。
四、中学校・高等学校の家庭科を男女共学とする

こと。
五、小学校に専科教員制をとり、全学年に音楽・
図工を、高学年に体育・理科・家庭科を配置す
ること。
理由
「すべての子どもに行き届いた教育」を保障するた
めに、学校現場の教育条件を整備し、教職員の定
数増を要求してきた。しかし、一九六四年以降今
日まで「一学級の児童、生徒数四十五名」という
学級編制基準は、そのわくを出ず、国民の強い要
望を無視してきたにもかかわらず、文部省の改善
方針は、四十名学級とは名ばかりで、その内容は
粗末で全く現場を無視し、これから育つ子どもた
ちを一人の人間として扱っていないと言つても過
言ではない。子どもたちは、安心して生き生きと
遊べる場や、学習する場もなく、ただ受験地獄の
中で苦しみ、その結果、青少年の非行化、ノイ
ローゼ、自殺等、大きな社会問題となつてい
る。また、学校に働く教職員の健康破綻状況も十分検
討すべきである。

第一〇三〇号 昭和五十五年二月二十七日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 横浜市鶴見区仲通一ノ五九ノ一
山岡隆治外一万千名
紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇八〇号 昭和五十五年二月二十八日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(三通)
請願者 札幌市北区篠路町太平七六ノ二二
日置知正外九百九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇八一号 昭和五十五年二月二十八日受理
学級編制基準改善等に関する請願(三通)
請願者 大分県杵臼市祇園東区八組 飛田
恵子外二千九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第八六号と同じである。

第一〇八九号 昭和五十五年二月二十八日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 茨城県真壁郡明野町松原一三七ノ一 茨城県PTA連絡協議会内 加倉井正利外六百九十名

紹介議員 郡 祐一君
一、「有害図書の自動販売機」の通学路及びそれに準ずる教育環境破壊のおそれのある道路に設置することを禁ずる法規制をすること。
二、青少年に対して、わいせつ図書類の販売を禁止する法規制をすること。

理由
青少年の健全育成を目指し、教育の充実を期して活動している日本PTA全国協議会は、深刻なる社会の衰微に伴い年毎に青少年の教育社会環境の悪化の進むことに心痛しており、特に自動販売機による有害なるポルノ雑誌の街頭販売進出の実情から青少年の人間性陶冶に与える悪影響の大なることを憂えている。

第一〇九〇号 昭和五十五年二月二十八日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願

請願者 長野市三輪六ノ四ノ一七 根岸元 宏外二名

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一〇九四号 昭和五十五年二月二十八日受理
学級編制基準改善等に関する請願

請願者 岡山市津島東二ノ一〇ノ三九三 宅洋子外九百九十九名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第八六号と同じである。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(衆)

児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

第一条 この法律は、児童又は生徒が急激に増加し又は増加する見込みのある地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に關し必要な特別の措置を定めることにより、学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(目的)

第二条 この法律において「児童急増地域」又は「生徒急増地域」とは、それぞれ第一号又は第二号に掲げる市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が第一号又は第二号に該当しない場合にあつては、当該指定都市の区。以下この条において同じ。)の区域として各年度ごとに文部大臣が指定する区域をいう。

一 昭和五十六年から昭和六十年までのいずれか一年の五月一日における市町村の区域内の児童(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童をいう。以下この号において同じ。)の数が当該日の三年前の日ににおける当該市町村の区域内の児童の数を控除して得た数が三百人以上で、かつ、当該控除して得た数が当該市町村の区域内の児童の数の数値が〇・一五以上、当該控除して得た数が五百人以上で、かつ、当該控除して得た

数値が〇・一以上又は当該控除して得た数が千人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

二 昭和五十六年から昭和六十年までのいずれか一年の五月一日における市町村の区域内の生徒(学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。以下この号において同じ。)の数が当該日の三年前の日ににおける当該市町村の区域内の生徒の数を控除して得た数が二百五十人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・一五以上、当該控除して得た数値が〇・一以上又は当該控除して得た数値が五百人以上で、かつ、当該控除して得た数値が〇・〇五以上である市町村

文部大臣は、児童急増地域又は生徒急増地域を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

2 (国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 児童急増地域において行われる公立の小学校に係る事業、生徒急増地域において行われる公立の中学校に係る事業及び生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校(全日制の課程を置くものに限る。以下同じ。)に係る事業で別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助)

第四条 国は、次に掲げる事業に要する経費について、その事業を行う都道府県又は市町村に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

一 児童急増地域の公立の小学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

二 生徒急増地域の公立の中学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

三 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の施設の用に供する土地の取得及び造成

四 生徒急増地域を通学区域とする公立の高等学校の校舎及び屋内運動場(柔剣道場を含む。)の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)

(児童生徒急増対策事業に係る地方債)

第五条 都道府県又は市町村が前二条に規定する事業(以下「児童生徒急増対策事業」という。)に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第六条 前条に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該都道府県又は市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(税制上の優遇措置)

第七条 国は、都道府県又は市町村が行う児童生徒急増対策事業に係る土地の取得を容易にするために必要な税制上の措置を講じなければならない。

(学校用地の確保)

第八条 地方公共団体は、その区域内で三百人以上の集団的な住宅の建設又は十六ヘクタール以上の宅地の造成(以下「大規模宅地開発等」という。)が行われる場合において、特に必要があると認めるときは、当該大規模宅地開発等を行う者(以下「開発事業者」という。)に対し、公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の用に供する土地を確保するよう求めることができる。

2 開発事業者は、前項の規定により土地の確保を求められたときは、当該土地を確保しなければならぬ。

(学校施設整備事業の立替施行)

第九條 地方公共団体は、大規模宅地開発等に伴い公立の小学校、中学校又は高等学校の施設の整備(当該施設の用に供する土地の造成を含む。)に關する事業を行う場合において、財政事情その他の事情により当該事業を自ら適時に行うことができないときは、当該開発事業者に対して、当該事業を代わつて行うべき旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出を受けた開発事業者は、当該地方公共団体との協議に基づき、当該地方公共団体に代わつて当該申出に係る事業を行うものとする。

3 前項の場合において、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該事業を行つた開発事業者に対し、当該事業に係る施設(当該施設の用に供する土地を含む。)の引渡しを受けた後三年以内に、その事業に要した費用を支払うものとする。ただし、当該事業に要した費用の額から当該事業について交付を受けた国の負担金又は補助金の額と当該事業について起した地方債の額との合計額を控除した額については、政令で定めるところにより、二十年を超えない範囲内において協議により定める期間内に、賦払いの方法により支払うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 (義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正) 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

(昭和五十五年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金)
昭和五十五年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十六年度に支出すべきもの)とされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。)については、なお従前の例による。

4 この法律は、昭和六十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

5 第三条及び第四条の規定は児童生徒急増対策事業に係る国庫負担金及び国庫補助金で昭和六十一年度以降に繰り越されるもの並びに昭和六十年度分の国庫負担金及び国庫補助金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支

出すべきものとされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。)について、第五条及び第六条の規定はこの法律の失効前に発行を許可された地方債について、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

6 地方交付税法の一部を次のように改正する。附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条の次に次の一条を加える。

第十三条 当分の間、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
児童生徒急増対策事業費償還金	児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 七〇〇〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位	算定の基礎	表示単位
児童生徒急増対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設整備に關する特別措置法(昭和五十五年法律第二十号)第六條の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金		千円

別表(第三条関係)

事業の区分	国の負担割合
義務教育諸学校施設費国庫負担法第三條第一項第一号及び第二号に規定する公立の小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)	四分の三
学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七條第一項に規定する公立の小学校及び中学校の学校給食の施設の整備	四分の三
スポーツ振興法(昭和三十一年法律第四十一号)第二十條第一項第一号に規定する公立の小学校及び中学校の水泳プールの整備	二分の一

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約千六百三十二億九千四百万円の見込みである。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、学級編制基準改善等に関する請願(第一一四九号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第一一五〇号)(第一一五九号)(第一一八四号)
- 一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第一一八五号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第一二二四号)(第一二二二号)
- 一、大学格差の是正及び整備充実等に関する請願(第一二二九号)
- 一、青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規制等に関する請願(第一二七五号)(第一二七六号)
- 一、学級編制基準改善等に関する請願(第一二九〇号)(第一二九九号)
- 一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(第一三〇七号)(第一三二九号)(第一三三〇号)

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一一四九号 昭和五十五年二月二十九日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 宮崎市桜ヶ丘町一九ノ八 山崎キ
ヌ子外千名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第一一五〇号 昭和五十五年二月二十九日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(三通)
請願者 北海道江別市野幌町五八ノ一〇
金井勝昭外二千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一五九号 昭和五十五年三月一日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)
請願者 札幌市西区山の手七ノ八 永沢忠
善外千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一八四号 昭和五十五年三月一日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 北海道函館市神山町一三ノ一
六 細野晴夫外五万九千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一八五号 昭和五十五年三月一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願
請願者 札幌市中央区南十六条西一七丁目
佐々木勇
小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四〇〇号と同じである。

第一二二四号 昭和五十五年三月三日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(二通)
請願者 札幌市西区八軒八条西一丁目 亀
井信子外千九百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一二二一号 昭和五十五年三月三日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 広島県豊田郡安芸津町四、一四〇
ノ一 川口花子外九千九百九十九名

紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一二二九号 昭和五十五年三月三日受理
大学格差の是正及び整備充実等に関する請願
請願者 大阪府茨木市大池一ノ一ノ一三
木フラット内 末尾至行外二千六百八十二名

紹介議員 小巻 敏雄君
大学格差を是正し、大学を充実発展させるため、
次の事項の実現を図りたい。

一、私立大学の学費値上げをしなくても済み、教
育・研究条件の改善が行えるよう私立大学の経
常費に対する実質二分の一助成を早期に実現す
るとともにその配分方式を民主的に改善するこ
と。
二、大学格差を是正するため、各地の国立大学の
整備充実を図るとともに、公立大学に対する抜
本的な財政援助を行うこと。
三、国・公立大学の学費値上げを行わないこと。
また、奨学金の貸与額を大幅に増やし、国・
公・私立大学間の対象者と貸与額の格差を是
正すること。
四、大学入試制度を抜本的に改善すること。ま
た、大学・高校関係者の意見を積極的に取り入
れることをはじめ、大学入試センターの運営の
改善や機能の充実を図ること。
五、大学を含む教育関係予算を大幅に増額するこ
と。

理由

大学への進学率が四十パーセント近くにまで上昇
し、多くの青年が大学での教育を受けるようにな
っている今日、大学が学校教育法に定められてい

るように「学術の中心」として、高い水準の学問
研究を進め、それに支えられた行き届いた教育を
行えるかどうかは、次代を担う青年にとつてはも
ちろんのこと、我が国の科学・技術・教育・文化
の発展にとつても極めて大きな意義をもつものと
いうことができる。ところが、最近のとりまると
ころを知らない物価の上昇と不況の進行など深刻
な経済危機によつて大学の教育や研究に必要な予
算は実質的に減少している。また、私立大学の学
費は年間七十万円近くにもなり、父母負担の限界
を超え、国立大学の授業料もこの十年間で実に十
二倍にも引き上げられ大学教育の機会均等が妨げ
られている。教育・研究条件や学部・学科の構成
などに見られる大学格差は、受験競争に拍車をか
け、教育荒廃を一層深刻なものにしている。

第一二七五号 昭和五十五年三月四日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規
制等に関する請願
請願者 徳島市北沖州一丁目 荒井嗣夫外
二千九百五十名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一二七六号 昭和五十五年三月四日受理
青少年健全育成を阻害する有害図書自動販売機規
制等に関する請願
請願者 徳島市下助任一丁目 桜間昭二外
二千九百五十名

紹介議員 亀長 友義君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一二九〇号 昭和五十五年三月四日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 横浜市旭区中希望が丘一四八ノ一
井出節子外四千九百九十九名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第一二九九号 昭和五十五年三月五日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 神奈川県小田原市風祭一九〇 秋
山百合子外七千七百五十三名

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第八六六号と同じである。

第一三〇七号 昭和五十五年三月五日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(三十
一通)
請願者 名古屋市中区富田町戸田北松前
一ノ九四 伊藤裕成外九万二千九百九十九名

紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一三二九号 昭和五十五年三月六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 岐阜県恵那市大井町一、六八六ノ
六二 大山浩司外七万五千五百名

紹介議員 馬場 富君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十五年三月六日受理
私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
請願者 熊本県八代郡宮原町早尾 稲田末
義外千八百二十一

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共
済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における私立学校教職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律の
一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十三万六千二百七十五円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に一万七千七百円を加えた金額とし、三十九万円を限度とする。)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同

項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十二第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法第二十二条に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定められたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は

法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三十五千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十四万四千四百円(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法第二十二条に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定められたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を加えた金額とし、四百六十八万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三十五千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十四万四千四百円を加えた金額とし、四百六十八万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十四の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が六十七万六千六百円に満たないものについては、その改定額を六十七万六千六百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十七万六千六百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を六十七万六千六百円に改定する。

4 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳未満の者に支給する年金でその改定額が五十二万五千円に満たないものについては、昭和五十五年六月分以後、その年金額を五十二万五千円に改定する。

5 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が七十万円に満たないものについては、昭和五十五年六月分以後、その年金額を七十万円に改定する。

6 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が七十万円に満たないものを受ける者が、昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を七十万円に改定する。

第四条の六第一項中「つき新法第二十五条」を「つき昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十四号)第二条の規定による改正前の新法第二十五条(以下「昭和五十四年改正前の新

法第二十五条」という。に、「するならば新法第二十五条」を「するならば昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に、「から新法第二十五条」を「から昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改める。

第四条の七第一項及び第三項並びに第四条の八第一項及び第三項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改める。第四条の九第一項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に、「次条」を「第五条」に改め、同条第三項及び第五項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の十 第一条の十二の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間(以下「廃疾年金基礎期間」という。)が二十年に達しているものに係る年金 六十万七千六百円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 四十五万五千円
三 第一条の十二の規定の適用を受ける退職年金又は廃疾年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものは、昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で

年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行われない。ただし、改定後の年金額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

三 前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が前項の政令で定める額を超えるときにおいては、第一項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から改定後の年金額を控除した額とする。

第六条第二項第一号及び第二号中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改め、同条第三項中「新法第二十五条」を「新法第二十五条第一項に改める。

第六条の二第二項、第六条の三第二項、第六条の六第四項及び第六条の七第二項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改める。

第六条の七の次に次の一条を加える。
(昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第六条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円（退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法第二十二条に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定められたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額）を十二で除して得た金額を加えた金額（当該仮定平均標準給与の月額が三十三万六千二百七十五円以上であるときは、当該仮定平均標準給与の月額に十四万四百円（退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法第二十二条に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定められたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額）を十二で除して得た金額を加えた金額）を十二で除して得た金額に二百四十を乗じて得た金額に二十を乗じて得た金額

を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円を十二で除して得た金額を加えた金額（当該平均標準給与の月額が三十三万六千二百七十五円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に十四万四百円を十二で除して得た金額を加えた金額）を十二で除して得た金額に二百四十を乗じて得た金額）を十二で除して得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の八第一項第二号」とあるのは「第六条の八第三項第二号」と、「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第三項」と読み替へるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の八第一項から第四項まで」と読み替へるものとする。

6 昭和五十四年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第八条中「第三条の十一」を「第三条の十二」に改める。

3 昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額

別表第二の十三の次に次の一表を加える。
別表第二の十四（第三条の十二関係）

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から八八、二〇〇円まで	五〇三、七〇〇円
一〇一、二〇〇円	五二一、五〇〇円
一一五、〇〇〇円	五九二、六〇〇円
一二九、六〇〇円	六六七、八〇〇円
一五〇、〇〇〇円	七七三、〇〇〇円

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第二条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表中

	を	
	第一級	第二級
第一級	六七、〇〇〇円	六七、五〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六七、五〇〇円以上
第三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第四級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第五級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第六級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第七級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第九級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十一級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十二級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十三級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十四級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十五級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十六級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十七級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十八級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第十九級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十一級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十二級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十四級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十五級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十六級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十七級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十八級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第二十九級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十一級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十二級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十三級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十四級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十五級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十六級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十七級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十八級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第三十九級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満
第四十級	七四、〇〇〇円未満	七〇、〇〇〇円未満

に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を「第三十六級」に、「第三十八級」を「第三十七級」に、「第三十九級」を「第三十八級」に、「第四十級」を「第三十九級」に改定する。

十七級に、「第三十九級」を「第三十八級」に、「第四十級」

を	第三十九級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円
	第四十級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満
	第四十一級	四一〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円未満
	第四十二級	四二〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円未満

に改める。

第二十五条の二第二項中「前条」を「前条第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第二項及び第三項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四十六条第一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「求」を「求め」に改める。

附則第二十一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百六十八万円」を「四百九十二万円」に改め、同項第二号中「四・九七四」を「五・一五三」に、「一万九千九百円」を「二万六千円」に改める。

附則第九項、第十三項及び第十六項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五号第一項第一号から第三号までの改正規定は同年八月一日から、同条第一項の次に二項を加える改正規定は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第十一号)中厚生年金保険法(昭和

和二十九年法律第十五号)第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十五年四月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が七万二千円以下である者(給与月額が七万五千円以上である者を除く)又は三十九万円である者(給与月額が三十九万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)以下この項において「法律第四十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四十号附則第八項第一号

中「四百九十二万円」とあるのは、「四百六十八万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

第一号中正誤

ページ 三 一 三 午前 誤 午後 正

昭和五十五年三月三十一日印刷

昭和五十五年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局